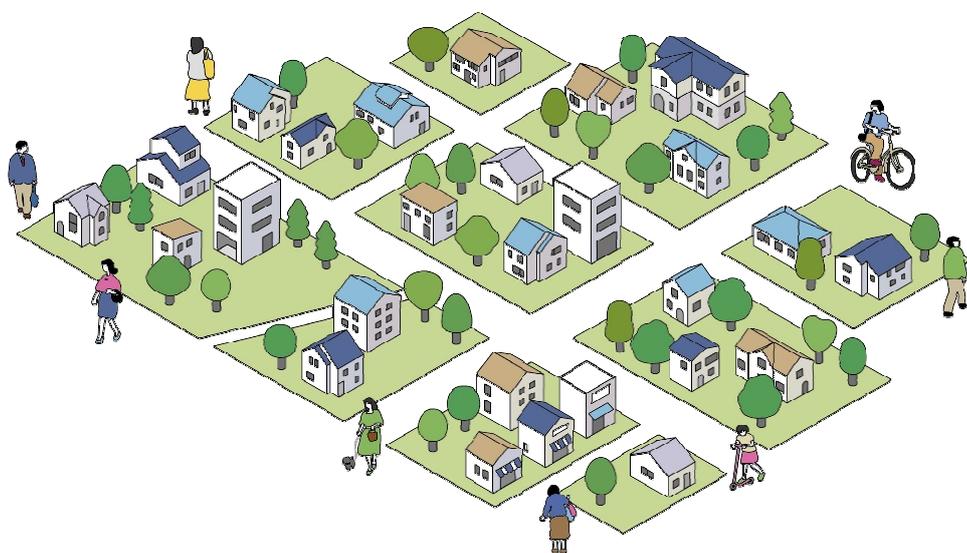


矢掛町過疎地域 持続的発展市町村計画

(令和8年度～令和12年度)



岡山県矢掛町

目次

1 基本的な事項	1
(1) 矢掛町の概況	1
ア 矢掛町の自然的, 歴史的, 社会的, 経済的諸条件の概要	1
イ 矢掛町における過疎の状況	2
ウ 産業構造の変化, 地域の経済的立地特性, 社会経済的発展の方向の概要	2
(2) 人口及び産業の推移と動向	3
ア 人口の推移と動向	3
イ 産業の推移と動向	5
(3) 行財政の状況	7
ア 行政の状況	7
イ 財政の状況	8
ウ 施設整備状況	9
(4) 地域の持続的発展の基本方針	10
ア 基本方針	10
イ 基本的施策	10
(5) 地域の持続的発展のための基本目標	13
(6) 計画の達成状況の評価に関する事項	15
(7) 計画期間	15
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	15
2 移住・定住・地域間交流の促進, 人材育成	16
(1) 現況と問題点	16
(2) その対策	16
(3) 計画	16
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	17
3 産業の振興	18
(1) 現況と問題点	18
(2) その対策	19
(3) 計画	20
(4) 産業振興促進事項	21
(5) 公共施設等総合管理計画等との整合	21
4 地域における情報化	22

(1) 現況と問題点	22
(2) その対策	22
(3) 計画	22
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	22
5 交通施設の整備, 交通手段の確保	23
(1) 現況と問題点	23
(2) その対策	23
(3) 計画	24
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	25
6 生活環境の整備	26
(1) 現況と問題点	26
(2) その対策	27
(3) 計画	29
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	30
7 子育て環境の確保, 高齢者等の保護及び福祉の向上及び増進	31
(1) 現況と問題点	31
(2) その対策	31
(3) 計画	33
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	33
8 医療の確保	34
(1) 現況と問題点	34
(2) その対策	34
(3) 計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	35
9 教育の振興	36
(1) 現況と問題点	36
(2) その対策	36
(3) 計画	38
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	38

10 集落の整備	39
(1) 現況と問題点	39
(2) その対策	39
(3) 計画	39
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	39
11 地域文化の振興等	40
(1) 現況と問題点	40
(2) その対策	40
(3) 計画	41
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	41
12 再生可能エネルギーの利用促進	42
(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	42
(3) 計画	42
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	42
13 その他の地域の持続的発展に関し必要な事項	43
(1) 現況と問題点	43
(2) その対策	43
(3) 計画	44
(4) 公共施設等総合管理計画等との整合	44
事業計画(令和 8 年度～令和 12 年度)過疎地域持続的発展特別事業分	45

1 基本的な事項

(1) 矢掛町の概況

ア 矢掛町の自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的条件

矢掛町は、岡山県の南西部に位置し、小田川とその支流である美山川流域にひらけ、標高が15メートルから505メートルの比較的ゆるやかな丘陵に囲まれた盆地をなしている。東西12キロメートル、南北15キロメートル、周囲55キロメートル、町域面積は90.62平方キロメートルで、岡山県の総面積の約1.2パーセントにあたる。

年間の平均気温は16.6℃程度であり、瀬戸内海気候に属し、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれた文化と田園のまちである。

② 歴史的条件

矢掛町には現在400ヵ所以上の史跡、遺跡が残されており、石器時代にこの地方に人類が住みつき、弥生時代には人口もかなり密な集落に発達していたと考えられている。奈良時代には、地方豪族として勢力を持っていた下道氏が吉備真備を中央に輩出し、唐（今の中国）へ渡り、儒学や軍学をはじめ唐の文学や習俗を幅広く学び日本へ伝えたことでも知られている。江戸時代に入り、参勤交代の制度が確立すると矢掛の商店街の位置に本格的な宿場が整備され、約800メートルに渡り、旅籠が建ち並び、産業、交通、文化の中心として賑わった。現在でも西国大名や幕府の勅使の宿泊所であった本陣、脇本陣をはじめ、伝統的町家その名残をとどめている。

現在の矢掛町の前身は、明治22年（1889）、町村制の施行に伴う合併で矢掛村をはじめとする7村が誕生したことによる。明治29年（1896）と大正14年（1925）に矢掛村、小田村がそれぞれ町制をしき、地方自治法が施行された昭和22年（1947）には、矢掛町、美川村、三谷村、山田村、川面村、中川村、小田町の2町5村になり、昭和29年（1954）には、矢掛町ほか5村が合併し、昭和36年（1961）に小田町を編入合併し現在の矢掛町になった。

近年では、重要伝統的建造物群保存地区の選定や矢掛商店街での無電柱化、道の駅山陽道やかげ宿、賑わいのまちやかげ宿創出施設の整備など、魅力あるまちづくりに向けて計画的に事業展開しており、今後さらなる躍進が期待されている。

③ 社会的、経済的条件

町の東西を国道486号、鉄道井原線が運行し、山陽自動車道の笠岡・鴨方・玉島インターチェンジへは約15分～20分で接続し、交通の利便性に優れている。

近年では、観光の拠点施設「やかげ町家交流館」、宿泊施設「矢掛宿泊滞在施設本館・温浴別館」の整備、一般財団法人矢掛町観光交流推進機構（やかげDMO）による観光地域づくり、かわまちづくり事業によるアウトドア拠点整備などによる商工及び観光の活性化、イタリア野菜プロジェクトによる矢掛町産イタリア野菜の産地化、企業誘致や宅地分譲、町営住宅の提供、下水道の整備による住環境整備事業、水車の里を核とした農業振興やほ場整備等による農業基盤の充実、やかげ文化センターを拠点とする文化振興事業など、「進化を続けて成長するまち」を実感できる魅力あるまちづくりに向けて計画的に事業展開している。

イ 矢掛町における過疎の状況

① 人口の動向

国勢調査による本町の人口は減少を続け、昭和35年の21,960人から令和2年の13,414人（△8,546人、△38.9%）まで減少している。

世帯数は増加が見られ、核家族化が進んでおり、1世帯あたりの人員については、低下する傾向が続いている。

国勢調査による若年者比率は昭和35年の22.2%から令和2年の11.3%に低下し、反対に高齢者比率は昭和35年の9.6%から令和2年の38.8%に上昇しており、人口減少と少子高齢化の実態が顕著に伺える。

② これまでの対策、現在の課題、今後の見通し等

本町の過疎地域の指定は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、令和3年新たに町内全域を過疎地域とする指定を受けた。これまで、豊かな自然環境を生かしながら、生産基盤の整備、災害のない安全なまちづくり、交通通信体系の整備、産業基盤の整備による雇用の増大、生活環境施設の整備、教育文化施設や福祉施設の整備などを行うとともに、観光レクリエーション施設等の整備による地域間交流の促進など地域活性化に努めるとともに、人口減少対策を講じてきた。

出生率の低下による少子高齢化が引き起こす人口の自然減と若年層を中心とした人口流出による社会減少により、本町の人口は減少を続けており、今後もさらに人口減少が進むことが推測される。

人口減少・少子高齢化の進行は、さらなる地域社会の活力喪失と生産能力の低下をもたらし、地域の衰退を加速させる。人口減少社会への対応が喫緊の課題であり、これまでその課題ごとに事業を実施してきたが、国全体の経済構造の変化など、社会的要因により依然として若者の流出が続き、少子高齢化が顕著である。また、中山間地域では人口移動に違いがみられ、過疎化現象が顕著に現れている地域がある。

このため、産業基盤の整備、農林業経営の近代化、起業の促進、観光の開発等を図ることにより産業を振興し、あわせて安定的な雇を増大することが必要である。そして、若年者が定住できる明るく住みよいまちづくりを進め、高齢化社会に対応した思いやりと健康のまちづくりが大きな課題となっている。

今後は、若年層の流出に歯止めをかけるための定住条件の整備とソフト面での高齢者の福祉対策をすすめ、地域の活性化を図る必要がある。したがって、産業の振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備、高齢者の福祉及びその他の地域福祉の増進、保健・医療の充実、教育の向上と文化の振興を図り、もって住民の福祉の向上、雇用の増大及び地域格差の是正、快適で安全な生活環境づくりを推進する。

ウ 産業構造の変化、地域の経済的立地特性、社会経済的発展の方向の概要

① 産業構造の変化

本町の就業人口の総数は、昭和35年から令和2年までの60年間で5,301人（45.1%）減少している。産業別にみると、第一次産業の就業人口は6,650人の減少に対し、第二次産業、第三次産業の就業人口はそれぞれ336人、891人増加しており、第一次から第二次産業、第三次産業へと産業構造が変化している。

また、令和2年の産業別就業人口比率は、第一次産業8.2%、第二次産業34.1%、第三次産業55.8%であり、こうした産業構造の変化の背景には、第一次産業については後継者など担い手の不足による生産活動の低迷、第二次産業については企業誘致による事業所数の増加、第三次産業についてはサービス業等が増大したことが挙げられる。

② 地域の経済的な立地特性

本町の農業は、水稻栽培を中心としており、その他野菜、果実などの商品作物栽培が盛んであり、都市近

郊型農業の性格を持っている。また、自然、文化財などの豊かな観光資源に恵まれ、これらを生かした観光・レクリエーション施設の整備、スポーツ施設などの整備が進められている。しかし、零細な地場企業が多く、魅力的な職種の不足などが若年労働力の近郊の都市、工業地域等町外流出を招くという雇用状況がみられる。今後は、地域の魅力を生かして「交流」をキーワードに掲げ、産業・経済の活性化を図る必要がある。

③ 社会経済的発展の方向の概要

厳しい経済情勢の中、地方創生への取り組みをはじめ、新しい試みが推進されるなど、これまでの社会、経済システムが変革の時期を迎えている。

本町を取り巻く社会・経済情勢も予測をはるかに越えて変化しており、人口は今後も引き続き減少することは避けられない状況にある。こうした人口減少は、産業、福祉、行政など、多くの分野にさまざまな影響を与えていることから、若者人口の定着やUターン・Iターン・Jターンの推進等を積極的に図り、人口の減少幅を少しでも縮小していく必要がある。

そのためには、第7次矢掛町振興計画に掲げるまちの将来像である「進化を続けて成長するまち」を基本方針として、産業・観光の振興、生活環境の整備、保健・医療・福祉の充実、教育・文化の充実、地域連携・交流の促進のための施策を選択と集中により展開していくことが必要である。さらに、町民とともに考えて歩むまちづくりを推進するため、協働の視点に立った、安全・安心なまちづくりの取り組みを計画的に進めていくことが重要である。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

本町の人口は、昭和35年に21,960人であったものが、令和2年には13,414人と大幅に減少している。

年齢階層別にみると、すべての階層で減少となっており、特に29歳までの若年者の人口が大きく減少を続けており、高齢者の割合も年々高くなっている。昭和55年には若年者比率と高齢者比率が逆転し、令和2年には若年者比率11.3%に対し高齢者比率が38.8%に達し、高齢化傾向が顕著である。若年者比率の減少により、人口の再生産という点からみると、今後もこの傾向は続くものと思われるため、本格的な超高齢化社会を迎え、地域社会の活力を維持するうえで深刻な問題となっている。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数(人)	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	
総 数	21,960	19,875	△9.5%	18,665	△6.1%	18,424	△1.3%	
0 歳～14 歳	6,322	4,631	△26.7%	3,877	△16.3%	3,770	△2.8%	
15 歳～64 歳	13,525	12,909	△4.6%	12,352	△4.3%	11,929	△3.4%	
うち 15 歳～29 歳(a)	4,869	4,335	△11.0%	3,894	△10.2%	3,366	△13.6%	
65 歳以上 (b)	2,113	2,317	9.7%	2,436	5.1%	2,725	11.9%	
(a)/総数 若年者比率	22.2%	21.8%	—	20.9%	—	18.3%	—	
(b)/総数 高齢者比率	9.6%	11.7%	—	13.1%	—	14.8%	—	

区 分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率
総 数	18,400	△0.1%	17,869	△2.9%	17,306	△3.2%	16,803	△2.9%
0 歳～14 歳	3,731	△1.0%	3,417	△8.4%	2,803	△18.0%	2,385	△14.9%
15 歳～64 歳	11,549	△3.2%	11,069	△4.2%	10,775	△2.7%	10,200	△5.3%
うち 15 歳～29 歳(a)	2,825	△16.1%	2,543	△10.0%	2,620	3.0%	2,626	0.2%
65 歳以上(b)	3,120	14.5%	3,383	8.4%	3,728	10.2%	4,218	13.1%
(a)/総数 若年者比率	15.4%	—	14.2%	—	15.1%	—	15.6%	—
(b)/総数 高齢者比率	17.0%	—	18.9%	—	21.5%	—	25.1%	—

区 分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率	実数(人)	増減率
総 数	16,230	△3.4%	15,713	△3.2%	15,092	△3.9%	14,201	△5.9%
0 歳～14 歳	2,134	△10.5%	1,912	△10.4%	1,740	△9.0%	1,532	△11.9%
15 歳～64 歳	9,399	△7.9%	8,934	△4.9%	8,306	△7.0%	7,417	△10.7%
うち 15 歳～29 歳(a)	2,357	△10.2%	2,010	△14.7%	1,817	△9.6%	1,655	△8.9%
65 歳以上(b)	4,697	11.4%	4,867	3.6%	5,046	3.7%	5,248	4.0%
(a)/総数 若年者比率	14.5%	—	12.8%	—	12.0%	—	11.7%	—
(b)/総数 高齢者比率	28.9%	—	31.0%	—	33.4%	—	37.0%	—

区 分	令和 2 年	
	実数(人)	増減率
総 数	13,414	△5.5%
0 歳～14 歳	1,423	△7.1%
15 歳～64 歳	6,726	△9.3%
うち 15 歳～29 歳(a)	1,522	△8.0%
65 歳以上(b)	5,207	△0.8%
(a)/総数 若年者比率	11.3%	—
(b)/総数 高齢者比率	38.8%	—

表 1-1(2) 人口の見通し

	2015 年	2020 年	2025 年	2030 年	2035 年	2040 年	2045 年	2050 年	2055 年	2060 年
総人口	14,201	13,325	12,451	11,628	10,813	9,997	9,213	8,491	7,821	7,166

イ 産業の推移と動向

産業別人口の動向では、昭和35年以降第1次産業人口は減少を続け、昭和50年には第3次産業が第1次産業に占める割合を逆転している。このことは、そのまま人口の減少に連動し、いわゆる高度成長時代の産業構造の変化に影響を受けている。その後、農業の減反政策による影響等により、第1次産業はますます衰退し、高齢者が支える農業へと変革していった。

第2次産業は、昭和35年の15.9%から経済成長とともに増加を続けたが平成2年45.0%をピークに令和2年34.1%と緩やかに減少している。第3次産業では、昭和35年の23.1%から漸次増加し、令和2年には55.8%に達している。

2020年農林業センサスによると農業経営体数527経営体、経営耕地面積591ヘクタールとなり、2015年農林業センサスに比べ、農業経営体数は23.1%、経営耕地面積は17.7%減少している。

また、農家も専業農家から第一種兼業農家、第一種兼業農家から第二種兼業農家へとすすむ傾向があり、今後も恒常的勤務を主業とする兼業化が一段とすすむものと予測される。しかも、農業従事者の高齢化や後継者不足が進んでおり、農業労働力の低下が著しくなっている。

商業では、車の普及、近隣市町の総合型大型店舗の進出、さらに景気低迷の影響を受け、ますます厳しい状況となっている。このような中で、商業を安定的に発展させるためには、経営の近代化等により経営体質を強化させるとともに、多様化する消費者ニーズに的確に対応できる新しい経営感覚で、商業経営をすすめる必要がある。

本町の工業の特色は、二次加工を行う中小企業が大半で、就業者に占める高齢者の割合が高くなってきており、こうした傾向は今後も進むと予測されている。

このため、既存企業の経営の近代化等、体質の強化に努め、若者が定住できる付加価値の高い地場産業の振興を図る必要がある。また、経済的・社会的に安定した町をつくるためには、農・商・工業のバランスのよい産業構造が理想であり、地場産業と調和のとれた優良企業受入れのための基礎条件の整備をすすめていく必要がある。

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査) ※総数には分類不能を含む

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 11,766		人 11,061	△6.0%	人 11,118	0.5%	人 10,204	△8.2%	人 9,982	△2.2%
第一次産業 就業人口比率	61.0%		53.5%	—	40.2%	—	24.1%	—	18.8%	—
第二次産業 就業人口比率	15.9%		19.9%	—	30.4%	—	41.3%	—	43.2%	—
第三次産業 就業人口比率	23.1%		26.6%	—	29.3%	—	34.4%	—	37.9%	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総 数	人 9,636	△3.5%	人 9,532	△1.1%	人 9,094	△4.6%	人 8,271	△9.0%	人 7,772	△6.0%
第一次産業 就業人口比率	17.3%	—	15.2%	—	13.3%	—	11.3%	—	12.0%	—
第二次産業 就業人口比率	44.7%	—	45.0%	—	44.1%	—	41.7%	—	37.7%	—
第三次産業 就業人口比率	38.0%	—	39.7%	—	42.6%	—	47.0%	—	50.1%	—

区 分	平成22年		平成27年		令和2年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 6,800	△12.5%	人 6,701	△1.4%	人 6,465	△3.5%
第一次産業 就業人口比率	8.8%	—	9.2%	—	8.2%	—
第二次産業 就業人口比率	35.2%	—	34.1%	—	34.1%	—
第三次産業 就業人口比率	54.5%	—	55.9%	—	55.8%	—

(3) 行財政の状況

ア 行政の状況

本町は平成の大合併による近隣市町との合併を模索した経緯はあるが、健全財政の取り組みを背景に、小規模自治体の利点を生かして、きめの細かい行政サービスの提供と活力のあるまちづくりをめざして、合併しない中で町民福祉の向上を図るため、種々の施策をすすめて単独で行政運営を進めていくこととしている。

社会環境の変化、町民の意識やニーズの変化に伴い、行政は多様で高度な対応が求められている。限られた財源と人員で対応していくには、現状に即応した弾力的な組織管理とともに、職員の資質向上、適正配置及び事務事業の効率的処理を一体的に行う必要がある。

行政組織の整備については、行財政改革に積極的に取り組み、組織の簡素化、合理化を基本として、行政の各分野相互の連絡調整機能、提携を強化し、組織機能の充実を図り、環境の変化に即応できる執行体制を確立している。

事務処理の効率化に対しては、常に事務事業のフォローと見直しに努め、行政の責務を明確にした上で主体性の確立を図っている。

職員の資質向上と適正配置については、適材適所、少数精鋭主義のもとに研修体制を充実し、能力と資質の向上に努めている。

また、本町だけで行うことの出来る自立促進を目指した施策にも限界があり、広域的な視点に立った行政の重要性がますます増加しているところである。広域行政については、ごみ・し尿処理、消防、学校、の分野において、広域的な事務を共同で取り組むとともに、笠岡市・井原市・浅口市・里庄町・矢掛町の3市2町で構成する井笠圏域振興協議会において、広域的な地域活性化対策を検討するなど圏域の均衡ある発展に努めている。

今後においても、行政の各分野の共通課題に対して、周辺市町の特性を活かした役割分担と相互連携を強め、広域的な取り組みの促進に努めていく必要がある。

イ 財政の状況

令和6年度における普通会計決算の状況については、一般財源の標準規模を示す標準財政規模は、約58億400万円である。

財政に関する主要指標は、経常収支比率の状況は87.9%であり、実質公債費比率は7.8%となっている。

一方、積立金現在高の状況については約91億300万円、このうち財政調整基金の残高は約37億3,400万円であり、積立金残高の標準財政規模に対する割合は、156.8%となっている。

歳入については、地方税、地方交付税、地方債の占める割合が高く、これらで歳入全体の約60%を占めており、地方税については、約15億9,600万円であるが、このうち固定資産税の構成比が53.5%、町民税の構成比が36.6%となっている。

歳出については、性質別では、人件費、扶助費、公債費の義務的経費が35.2%を占めており、物件費、維持補修費、補助費などの消費的経費が34.5%、投資的経費は14.6%となっている。

表1-2(1) 市町村財政の状況

(単位：千円)

区分	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度	令和6年度
歳入総額A	6,194,136	7,676,110	8,108,343	11,422,177	11,451,266
一般財源	4,257,602	4,544,947	4,853,530	5,328,722	6,238,789
国庫支出金	230,102	972,916	610,612	2,747,875	1,018,178
都道府県支出金	420,821	457,072	456,359	783,851	492,444
地方債	602,500	826,202	894,517	994,374	1,274,107
うち過疎債	0	354,900	431,600	471,900	981,700
その他	683,111	874,973	1,293,325	1,567,355	2,427,748
歳出総額B	5,862,160	7,076,054	7,562,408	11,020,665	10,870,808
義務的経費	2,486,128	2,179,650	2,214,887	3,293,713	3,825,702
投資的経費	718,885	1,445,600	932,840	2,091,117	1,589,780
うち普通建設事業	654,031	1,437,241	932,272	1,993,827	1,566,510
その他	2,657,147	3,450,798	4,414,681	5,635,835	5,455,326
過疎対策事業費	0	0		812,223	1,590,077
歳入歳出差引額C (A-B)	331,976	600,056	545,935	401,512	580,458
翌年度へ繰越すべき財源D	9,076	43,304	108,633	60,015	212,152
実質収支 C-D	322,900	566,752	437,302	341,497	368,306
財政力指数	0.379	0.393	0.384	0.358	0.318
実質公債費比率	12.5	12.1	8.4	9.0	7.8
経常収支比率	84.6	81.2	84.9	87.0	87.9
将来負担比率	-	15.6	-	-	-
地方債現在高	6,770,419	6,190,215	8,289,938	10,194,077	9,160,517

ウ 施設整備状況

日常生活に密着した町道については、計画的に整備が行われ、着実に改良が進んでいるが、急傾斜地などの地形的な条件から狭あい道路も多く、令和6年度末の道路改良率は69.1%となっている。今後は、農道・林道の整備を含め、産業の振興、利便性の確保及び地域間交流を一層促進するための幹線道路に接続する生活道路網の整備が必要とされている。

生活環境に関しては、水道の普及率は99.7%と高い。また、汚水処理人口普及率も公共下水道の供用開始を受け、着実に上昇している。合併処理浄化槽とともに、町内全域について計画的な整備を図っている。

医療・福祉施設の整備では、町立病院、介護老人保健施設、包括支援センターなどを整備しており、特に町立病院は、地域医療に大きな役割を担っている。

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	平成 27 年度末	令和 2 年度末	令和 6 年度末
市町村道						
改良率 (%)	35.7	49.1	53.8	54.5	68.8	69.1
舗装率 (%)	73.4	82.7	91.6	91.6	92.2	92.2
農道						
延長 (m)	—	—	22,261	22,261	22,261	22,261
耕地 1 ha 当たり農道延長 (m)	33.4	42.0	55.6	31.0	19.9	20.4
林道						
延長 (m)						
林野 1 ha 当たり林道延長 (m)	59,694	66,239	68,685	68,685	68,685	68,685
	20.3	21.4	11.8	11.8	11.8	11.8
水道普及率 (%)	93.6	93.9	99.3	99.5	99.6	99.7
水洗化率 (%)	0.0	43.8	66.3	70.8	78.5	81.7
人口千人当たり病院, 診療所の病床数 (床)	7.4	7.8	7.8	7.8	8.7	9.4

(4) 地域の持続的発展の基本方針

ア 基本方針

本町は、岡山県の南西部に位置し、温暖な気候と豊かな自然環境に恵まれた文化と田園のまちである。こうした資源を活用し発展してきたが、産業構造の転換や余暇ニーズの変化による基幹産業である農業の低迷、若者層の地域外流出等による人口の減少、少子高齢化の進行など地域課題が顕在化し、今までの方策では地域経営が立ち行かなくなってきたり、地方創生への取り組みが必要となっている。

このため、地域住民一人ひとりがこの地域に誇りと愛着を持ち、地域の良さを見つめ直し、これを社会環境の変化に対応させつつ、最大限に生かしたまちづくりを創造することが重要である。町民が描く将来像「進化を続けて成長するまち」の実現のため、6つの視点と5つの基本目標を中心として、まちづくりを進めて取り組んでいく。

イ 基本的施策

① 移住・定住・地域間交流の促進，人材育成

近年、幅広い世代に地方移住への関心・希望が高まっている。特に、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機とする行動変容・在宅勤務の促進等により地方への移住希望・検討が加速し、なかでも都市部の若年世代の移住希望が広がっている状況にある。このような移住希望・検討者に本町を選択してもらうため、そのニーズに応える環境づくりを推進するとともに、地震や台風等の災害リスクが低いという強みを活かした安心安全なまちづくりを行う。

また、企業等の働き方の見直し・多様化が進むなか、住宅環境の向上、働く場・就労支援の充実、子育て・教育環境の充実、移住等支援策の充実を図ること等により、移住・定住促進に向けた取り組みの強化を図る。

なお、様々な形で地域と継続的に関わりを持つ関係人口については、将来的な移住・定住にも繋がることから、関係各所と連携を図りながらその創出・拡大への取り組みを図る。

さらに、地域で暮らす人々が中心となって、地域課題に向けた取り組みが実施できるよう、将来にわたり地域で活躍する人材の育成及び確保に取り組む。

② 産業の振興

豊かな活力のあるまちづくりを推進するためには、産業の振興を図らなければならない。なかでも、農業は従事者が多く、町民の生活に密着し、また自然環境の保全機能をもった本町の基幹産業であり、その振興を図ることは重要な課題である。

しかしながら、農業をとりまく環境は、大変厳しい状況にあり、人口構成の高齢化、過疎化が進行していく中であって、農業後継者を育成確保し、農業所得の向上を図っていくことが大切である。

このため、生産基盤の整備充実を進め、生産性の高い特色のある農業の育成、経営の近代化と生産性の向上、農地の集団化と省力化、地域ブランド化による市場性の高い農業を振興していく。

雇用の場を確保するためには、農業と調和のとれた商工業や観光の一層の発展を図ることが大切である。

商業については、矢掛商店街は、本陣・脇本陣をはじめ歴史的町並みを有しており、重要伝統的建造物群にも認定されている。これらを活かし、商業と観光の一体となった活性化を推進する。また、空き店舗対策や駐車場や集客施設などのインフラ整備を推進する。さらに、観光施設の整備・充実や宿場まつり大名行列などの既存イベントの活性化などにより、交流人口の増大を図り、地域の新たな魅力や観光情報などを積極的に発信していく。

工業については、雇用機会の確保、定住促進を図るため、優良企業の誘致を進め、国・県・商工会等の関係機関と連携し、企業間の交流促進、人材育成、中小企業の育成を推進する。

③ 地域における情報化

情報通信は、産業、経済、教育、文化、医療、町民生活などあらゆる社会活動に欠かすことのできない重要な機能である。高度情報化社会に対応する情報通信サービスへの取り組みとして、情報基盤の整備と情報を活用するシステムづくりを積極的に推進する。

また、観光情報、地域特産品のPR等、地域イメージの発信機能の充実を図る。

そして、生活全般にまたがり、ICTやAI等を活用し、複数分野での理想の未来社会の実現を目指す。

④ 交通施設の整備、交通手段の確保

豊かで明るいまちづくりをすすめていくためには、広域のかつ総合的な交通通信体系を確立することが重要である。町民生活は、通勤、通学、買物など近隣市町との結びつきが一段と強くなっている。このため、町民の日常生活に密着した生活道路を整備する一方、地域内幹線道路の整備、橋梁整備など総合的な交通体系の整備により、町民生活や産業活動の円滑化を図る。

⑤ 生活環境の整備

町民が健康で文化的な生活を営むためには、町民生活のなかで最も身近な生活環境を整備し、自然環境と調和のとれた住みよい快適なまちづくりをすすめることが大切である。

上水道施設については、老朽化した施設及び管路の耐震更新による安心・安全な送・配水施設の計画的な整備を進め、良質な水の安定供給に努め、健全な運営の推進を図る。

下水道については、公共下水道事業、浄化槽設置整備事業により、計画的に事業実施し、水洗化の促進を進め、健全な運営の推進を図る。

世帯の細分化、核家族化の進行に伴い、住宅需要は年々増加しており、増加する住宅需要に対応するため、町営住宅の整備を促進する。

生活水準の向上にともなって大量化、多様化する廃棄物は、衛生的で効率的な広域処理体制を充実させ、ごみの減量化、資源化に努める。

町民の生命と財産を守り、安心して暮らせるよう努めることは、快適なまちづくりの重要な課題である。このため、広域消防体制の充実とともに、防火思想の普及と消防団の装備・機動力の充実、自主防災組織の充実強化を図る。

町民の憩いやふれあいの場、スポーツ・レクリエーション活動の場として矢掛町総合運動公園やB&G海洋センターの維持管理に努めるとともに、地区公園の整備を推進する。

自然災害への対応策としては、治山、治水事業として、河川、ため池などの改修を順次実施していく。

⑥ 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

過疎化の進行や人口構成の高齢化など社会構造の変化にともない、地域福祉に対するニーズは多様化してきている。高齢化社会では、地域社会を構成する町民一人ひとりがそれぞれの役割と責任を自覚し、思いやりのある明るいまちづくりをすすめることが大切である。

本町における65歳以上の高齢者人口の割合は、令和3年4月現在で38.63%となっており、一人暮らし老人、寝たきり老人、認知性老人等の支援を必要とする高齢者がさらに増えてくと予測される。このため、高齢者の社会参加と健康寿命の延長を推進し、生きがいのある生活を確保するとともに、保健、医療、雇用、教育などの分野を含めた総合的な福祉施策を推進することが必要である。

児童福祉については、核家族化・少子化に対応した保育体制を確立するため、子ども・子育て支援事業計画に基づき保育園や認定こども園の増築・改修及び駐車場の整備を行い、子育て支援施設の機能充実を図る。明るく豊かな生活を送るには、健康が第一であり、健康を保つためには、町民一人ひとりが自分の健康は自分で守るという意識を高め、自ら積極的に心身の健康づくりを実践することが大切である。このため、家庭、

地域、職域を通じた健康づくり運動の積極的推進と、健康教育、健康相談、訪問指導など、保健・医療・福祉施策をさらに推進する。

町民の健康寿命の延伸と生活の質の向上のため、各種健診を実施し、病気の早期発見や生活習慣の改善に向けて保健事業に取り組む。

⑦ 医療の確保

高齢化や疾病構造の変化及び健康に対する関心の高まりなど、医療需要は益々増大し多様化している。矢掛町国民健康保険病院については、地域医療、救急医療体制において持続可能な体制づくりを進め、町民が安心して良質な保健医療サービスを受けられるよう、医療、保健、福祉等の連携による総合的な保健医療施策をすすめる。

⑧ 教育の振興

明るく思いやりのある地域社会をつくるためには、恵まれた自然環境のなかでふる里やかげを愛し、「ふるさとやかげを愛し しなやかで たくましい人づくり」をすすめることが大切である。

学校施設は、次代を担う児童生徒の健全な育成を図るための施設として校舎や体育館等の施設を計画的に整備し、教育環境の改善に努める。

すべての町民が生涯を通じて広く学び、創造力豊かな人間性を養うとともに、人権尊重の基本理念に立った差別のない明るい地域社会を実現していくことが大切である。このため、町民一人ひとりが生涯を通じて幅広い学習機会が得られるよう、学習施設の整備及び指導者の育成を図り、中央公民館、地区公民館を拠点とした学習活動を推進する。

とくに地区公民館は、各地区の地域活性化と地区民の交流を促進するための拠点施設であり、持続可能な運営のための事業の見直しや施設の整備を継続して行う。

⑨ 集落の整備

本町には、地域的共同関係に基づく基礎集落が形成されており、集落の整備については、地域住民の主体的な参加と連帯意識のもとに、住民に最も身近な基礎集落圏の生活環境を整備するとともに、各地域の中心的集落と各周辺集落との交通通信ネットワークの整備をすすめる。

⑩ 地域文化の振興等

地域の自然、歴史、社会の中で形成されてきた風土や文化は、人々の生活にうるおいをもたらし、豊かな心を養い、ふるさとを愛する気持ちを育んでくれる。地域文化の礎となる郷土の自然や文化財は、適切な保護・保存を実施するとともに、活用をすすめ、地域独自の伝統的な文化を継承し、発展させていく必要がある。とくに、矢掛の町並みは、矢掛町を代表する文化財であり、重要伝統的建造物群保存地区に選定を受けたのを契機に、適切な保存・活用が図られるよう事業を展開する。

⑪ 再生可能エネルギーの利用促進

再生可能エネルギーは地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーで、環境にやさしく枯渇する心配がないため、新しいエネルギーとして注目されている。省エネルギー化の促進や、自然環境保護など身の回りからできる環境保全対策に取り組む必要がある。地域や職場、小・中学校での環境教育の強化など開発活動を推進し、家庭の省エネルギー設備の導入を推進する。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

人口減少社会の中で、まちの将来像を実現するために、次のとおり6つの視点と5つの基本目標を定め、豊かな自然環境や支えあいの町民文化、多様性を受け入れる風土といった本町の魅力を未来を担う子どもたちに受け継ぎ、成長し続けられるようなまちづくりを町民と行政がともに力を合わせて推進する。

【視点1 少子化・移住定住】

出生率の低下と人口減少の進行により、令和22（2040）年頃には3人に1人が65歳以上になると予測されており、労働力不足や地域経済の縮小、社会保障制度への負担増、若年層の都市部流出、結婚・出産・子育てに対する不安等、様々な課題に対する横断的な対策が求められている。結婚・出産・子育ての希望がかなう社会づくりや都市部をはじめとした他地域から若者が移住・定住しやすい環境整備等、多分野の施策を一体的に進める。

【視点2 幸福・健康長寿】

少子化や高齢化が同時進行する中で、地域全体の活力を維持していくためには、健康寿命の延伸だけでなく、心の豊かさや地域での生きがいを感じながら、健康で活動的な生活を長く送ることが重要。赤ちゃんから高齢者まで、誰もが心身ともに健康で、安心して自分らしく幸せに暮らせるまちを目指す。

【視点3 教育充実】

教育は、未来と地域を担う人づくりの基盤であり、家庭・学校園・地域が学びの共同体としてつながり支え合いながら、一人ひとりの成長や地域とともにある学びを推進する必要がある。教育の全ての分野において、「ふるさとやかげを愛ししなやかでたくましい人づくり」を基本理念とし、学びや人とのつながりを通じたウェルビーイングの向上を目指す。

【視点4 産業振興】

近年、地域経済を取り巻く環境は急激に変化し、グローバル化やデジタル化の進展、少子高齢化による労働力人口の減少、環境問題への対応等、さまざまな課題が地域産業に影響を及ぼしている。DX（デジタル化）やGX（グリーン化）の活用による生産性向上や付加価値創出を図るとともに、農業、商業、観光等の本町の強みを活かし、地域資源を活かした付加価値向上と雇用の安定・拡大を目指す。

【視点5 DX（デジタルトランスフォーメーション）推進】

少子高齢化による労働力人口の減少等の社会的な課題が深刻化する中で、従来型の業務・サービス提供だけでは持続的な行政運営が困難となっている。すべての分野において、デジタル技術やオープンデータの利活用、データ連携等により、行政サービスの質の向上と業務の効率化・生産性向上を同時に進め、持続可能なまちづくりを目指す。

【視点6 サステナビリティ】

地球温暖化による気温上昇、気候変動の加速、豪雨や猛暑等の異常気象の頻発等、社会への影響が深刻化する中、生物多様性の喪失、少子高齢化、地域経済の縮小等、地域と地球規模の課題が複合化しており、SDGsや、ESD（持続可能な開発のための教育）を踏まえた取組が求められている。住民・事業者・行政が一体となり、地域の豊かな自然や歴史・文化等の資源を活かしながら、すべての施策分野において「持続可能な地域社会の実現」を目指す。

【基本目標 1 元気に暮らせる健康長寿のまち】

- 少子化が進行する中で、地域全体で子どもの健やかな成長を支え、安心して妊娠、出産そして子育てができる環境を整備し、未来を担う世代を地域で育む。
- 町民一人ひとりが生涯にわたって心身ともに健康でいられるよう、予防医療の推進や地域に根差した健康づくり活動を支援し、健康寿命の延伸を目指す。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・生活支援が一体となった地域包括ケアシステムを充実させ、誰もが生きがいを感じられる社会を築く。
- 障がいの有無や年齢に関わらず、誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指し、福祉サービスや交流の場を充実させる。
- 食育や健康づくりを推進し、町民が互いに支え合いながら元気に暮らせるまちを実現する。

【基本目標 2 安全・安心で心地よいまち】

- 自然災害のリスクに備え、地域防災力の向上や避難環境の整備を進め、防災・減災・防犯対策を推進することで、町民の生命と財産を守り、災害に強い安全・安心なまちづくりを進める。
- 住民の生活を支える道路、河川、水道、下水道等の社会生活基盤の計画的な更新や耐震化等により、暮らしやすく強じんなまちづくりを進める。
- 町民が快適で安全な生活を送れるよう、防犯意識の向上と地域一体となった防犯対策を進め、安心して暮らせる環境を整える。
- 歴史的景観と調和した町並みや里山、河川や森林等の自然環境を保全し、町民と訪れる人が心地よく過ごせる生活環境を守る。
- 豊かな自然環境を保全しつつ、再生可能エネルギーや省エネルギーの取組を進め、脱炭素社会の実現に向けた行動を町全体で促進する。

【基本目標 3 歴史・文化のかおる教育のまち】

- 未来を担う子どもたちが、社会の形成者としての自覚を持つことができるように、矢掛町の豊かな歴史や伝統文化に触れ、地域への愛着と誇りを育む教育を推進する。
- 子どもたちの確かな学力、自ら挑戦する意欲、創造性を培うことができるように、個別最適で協働的な学習を充実させ、ICTの積極的な活用や多様な学習環境の整備を推進する。
- 子どもたちの自己肯定感・豊かな心・健やかな体を育み、未来を自立的に生き抜く力を育成するために、家庭や地域と連携して安全・安心で魅力ある学校づくりを推進する。
- 生涯学習の推進により、個人の成長や社会課題の解決につながる学びの機会及び人とのつながりを創出し、多様な人材が活躍できる環境整備を図ります。また、心の豊さを育む文化芸術の振興を図る。
- 地域の伝統行事や文化財の保存・活用を通じて、次世代への歴史文化の継承と世代間交流を促進する。
- スポーツを通じて町民の健康増進と交流の場を提供し、誰もがスポーツに親しみ健康で豊かに暮らせるよう、ライフステージに応じたスポーツの推進を図る。

【基本目標 4 活力ある産業が「交流」を生むまち】

- 高収益作物への転換や意欲ある農業者への農地の集積・集約、担い手確保育成等により、基幹産業である農業の産地ブランド化の推進や多面的機能の維持による農業の振興を図る。
- 農業、商業、観光の連携により、特産品のブランド化や新たな商品開発を推進することで、地域経済の活性化と競争力のある魅力的な産業を育成する。
- やかげDMOを中心とした民間活力により戦略的に観光振興を推進し、交流人口の拡大による賑わい創出を促進する。
- 若者や女性、高齢者等、多様な人材が安心して働き続けられるよう、起業・創業支援や多様な働き方を支援する環境を整備し、活力ある地域経済の好循環を創出する。

【基本目標5 個性が輝く協働のまち】

- デジタル技術の活用による質の高い行政サービスの提供と効率化を進め、持続可能な行政運営を実現する。
- 町民一人ひとりがまちづくりの主役として主体的に参画し、地域課題の解決に向けて多様な主体と連携・協働し、若い世代の声も積極的に取り入れ、個性と活気にあふれる地域社会を築く。
- 全ての町民の人権が尊重され、誰もが安心して自分らしく暮らせるよう、人権意識の啓発と多様性を認め合う社会づくりを推進する。
- 多様化する行政課題に迅速かつ柔軟に対応するため、適正な組織体制の整備や職員の人材育成を進めるとともに、行財政改革を推進し、健全な財政基盤を維持しつつ、持続可能で効果的・効率的な行政運営を行う。

（6）計画の達成状況の評価に関する事項

計画達成の評価については、最終年度に、行政、地域住民、町議会、地域活動団体、有識者等の主体の参画を促し、その実現状況の評価に関する会議を開催する。

（7）計画期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間とする。

（8）公共施設等総合管理計画との整合

矢掛町公共施設総合管理計画では、人口減少、少子高齢化の進展、時勢状況や予算規模から、公共施設等の管理に関する基本的な考え方を次のとおりとしており、これは市町村計画における基本的な考え方と整合している。

現在保有している公共施設の改修や建替え、インフラ資産の更新を全て行うことは非常に困難であり、公共施設・インフラ資産の数量を適正に保つための施策が必要である。

このため、施設の維持管理については、日常・定期・臨時点検を行い、予防保全型維持管理の視点に立って、施設の長寿命化を図り、トータルコストの削減をしていく。安全確保対策等を実施するにあたっては、施設の利用・効用等を考慮した上で、計画的な対応を行う。

また、施設の長寿命化や大規模改修にあたっては、今後の利用需要等その必要性を考慮したうえで、施設の複合化・集約化の視点も持ちながら持続可能で最適な規模となるよう、検討を行う。

2 移住・定住・地域間交流の促進, 人材育成

(1) 現況と問題点

人口減少社会の進行とともに全国的に空き家が増加しており、矢掛町でも同様の状況である。町内の空き家が放置されると、近隣住民、自然環境、景観及び防犯に悪影響を及ぼすなど、地域コミュニティ活動の運営に支障をきたす恐れが生じる。

また、近年人々の感覚は、自然や環境に対する意識の高まりから、価値観も「もの」から「こころ」を重視するものへと変化し、生活環境にゆとりや潤い、快適さを求める声が高まっている。また、余暇時間の増大にともない、レクリエーション形態は、従来型の「見る」観光から「交流、体験」する滞在型のものへと変化しており、農山村の豊かな自然の中で余暇を楽しむ都市住民が増加している。

地域間交流の活性化は、自らの地域がもつ風土や歴史に培われた独自性を再認識し、地域のアイデンティティをかん養するとともに、交流による新しい刺激によって、地域の活性化や発想、想像が生み出されるものである。今後とも町の有する自然、歴史、文化を前面に出して、さまざまな地域との交流を深めていく必要がある。

(2) その対策

空き家に係る対策として、町内の空き家を有効活用して町外からの転入（町内への人口流入）を促進し、集落機能を維持し住み続けられる環境の整備、住み良いまちづくりを推進する。

また、空き家を活用した店舗・事業所等の創業を促進することにより、町内産業の振興、雇用促進及び定住・交流の活性化を図る。

その他、移住検討者が一定期間町内での生活を体験できる施設である「移住定住お試し住宅」を活用し、町内への移住・定住の推進を図る。

移住・定住への結び付きを図るため、空き家・空き農地・空き地情報登録制度（空き家バンク）・移住支援サイトの運営、移住相談会等への参加、移住支援パンフレットの作成などを通じた情報発信を行う。

地域間交流については、倉敷・岡山市近郊に位置している条件や自然や歴史文化など恵まれた資源を生かし、水車の里、はなしの里などの体験交流施設の活用により都市部との交流や若者の交流を促進する。

環境保護や観光振興に関するボランティアガイドなどの人材育成や文化交流、自然学習活動などのイベント等の充実により、他地域との交流並びに本町へのUターン・Iターン・Jターンの可能性を持つ都市住民等との交流や定住促進を図る。

にぎわいや活力あるまちづくりを推進するため、公営住宅の居住水準の向上と居住環境の改善に努めるなど、若者定住対策を推進する。

また、「農」のある暮らしや空き家に対するニーズが高いことから、定住対策の一環として、宅地の分譲、農地や空き家の有効活用を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地域間交流の促進, 人材育成	過疎地域持続的発展特別事業	移住・定住情報発信（空き家・空き農地・空き地情報登録制度（空き家バンク）の運営など） 空き家改修補助制度 空き家活用新規創業支援制度	町 町 町	

		移住定住お試し住宅 定住促進事業	町 町	
--	--	---------------------	--------	--

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

矢掛町公共施設総合管理計画では、移住定住お試し住宅の管理に関する基本的な考え方を次のとおりとしており、これは市町村計画における基本的な考え方と整合している。

点検・診断により修繕等が必要となった場合は、適正に対処し維持管理を行う。更新等については、施設の必要性や需要を考慮する。

今後も維持していく施設は、施設の継続性や建物の安全性を確保するため、進行する老朽化に対し、適切な時期及び方法で必要な改修・修繕を行います。

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

① 農林業

本町の農業は、耕地の減少、農業者の高齢化及び担い手不足等により、農業をいかに次の世代へ引き継ぐかが重要な課題となっている。

林業においても、林業経営者の減少による森林荒廃が懸念される。

② 商工業

重要伝統的建造物保存地区選定や矢掛商店街の無電柱化事業による景観整備、古民家再生事業による宿泊・観光案内・物販・交流施設の整備、道の駅の開業など、町の活性化のための賑わい創出に取り組んでいる。

また、新たな分野の店舗の新規出店も増加傾向で、歴史的な街並みと調和した外観による商店街全体の統一感が生まれつつある。

さらに、観光産業の強化により関連産業で新たな雇用の創出がみられるとともに、女性の活躍の場の拡大に努めている。

空き家活用による新規出店を支援しているが、更なる古民家の利活用推進対策や事業の周知・利用促進を図る必要がある。

さらに、観光来訪者向けの土産物や体験型商品の不足、魅力的な情報発信が十分に行えていないため、効果的な魅力向上への取組が必要である。

また、生産年齢人口の減少による企業の人手不足が深刻になり、事業規模の維持や安定的な経営が困難になる事が見込まれるため、融資制度や相談事業などによる支援の充実が必要である。

矢掛町の製造業について、令和元年工業統計調査によると、事業所数は52事業所、従業者数は2,281人、製造出荷額等は499億6,000万円で、1事業所当たりの平均製造品出荷額等は9億6,076万円であった。令和2年工業統計調査によると、事業所数は49事業所、従業者数は2,179人、製造出荷額等は478億7,200万円で、1事業所当たりの平均製造品出荷額等は9億7,697万円であった。

③ 観光・レクリエーション

矢掛商店街の活性化と保全を目的とした古民家再生事業に取り組み、観光交流施設「やかげ町家交流館」や宿泊交流施設「やかげ一譚」を整備運営し、矢掛商店街一体での活用と周遊促進を推進する道の駅「山陽道やかげ宿」や観光情報発信の拠点となる「矢掛ビジターセンター問屋」等の観光基盤を整備した。また、小田川右岸には「アウトドアビレッジやかげ」を整備し、賑わいを創出している。

さらに、観光資源については、本陣（国重文）・脇本陣（国重文）・重要伝統的建造物群保存地区である山陽道矢掛宿の町並み、猿掛城址、洞松寺、吉備真備公園、下道氏の墓等歴史的資源や亀島キャンプ場や小田川や里山等自然を楽しめる資源がある。

また、一般財団法人矢掛町観光交流推進機構（以下、やかげDMO）を主体として民間活力を活かした取組を推進し、来訪者の増加と地域の稼ぐ意識の醸成に努め、県内でも有数の観光地となりつつある。

しかし、一定の観光客が訪れる町となったものの、県内外での知名度は低く、観光スポットである本陣・脇本陣の入館者数は減少傾向にあり、情報発信と若い世代にも魅力に感じてもらえる企画立案が必要である。

さらに、従来の観光資源だけでなく、魅力的な自然資源を活かした新たな観光商品や特産品の開発により、更なる観光客の取り込みが必要である。

また、来訪者の満足度は高く、リピーター率も高水準で推移しているものの、観光消費額の拡大については低調で、観光消費額の拡大に向けた取組が必要である。

(2) その対策

農林業の振興や商業の魅力化、歴史・文化、自然環境を活かした観光交流の充実に努め、住む人がいきいきと暮らせる環境を整えるとともに、新規定住の促進に努める。

① 農林業の振興

農林業の振興のために、意欲ある担い手の確保育成が必要であり、認定農業者の確保・育成、新規就農者などの人材の確保・受入体制の整備、集落営農組織の育成・支援を図る。また、経営規模の拡大の為、農地の流動化、利用集積を図る。

本町の特色あるイタリア野菜等の高品質な農産物を町内外へPRし、販路の拡大、高付加価値を推進するため、ブランド化や産地化を推進する。

また、矢掛町農業振興対策基金を活用し、農地流動化助成事業、有害鳥獣侵入防止柵整備支援事業等、矢掛町独自の補助事業を実施し、矢掛町の基幹産業である農業の振興を図る。

林業については、森林経営管理制度により、適正な森林管理を図る。

○農林業生産基盤の整備…優良農地の確保・保全、農地の集約化

○魅力ある地域農業づくり

- ・意欲ある担い手の確保・育成（認定農業者の確保・育成、集落営農組織の育成・支援、新規就農者の確保・育成）
- ・農林産物のブランド化及び特産品の販売店舗等の登録
- ・総合的な農産物の生産振興
- ・6次産業化の推進、加工品の販売強化、農商工連携

○豊かで住みよいむらづくり

- ・荒廃農地対策
- ・中山間地域・農村の保全対策
- ・水車の里事業の推進
- ・都市住民や若者との交流・共生

② 活気あふれる商工業の振興

町内で生産される農作物、町産品を使用した加工品及び工芸品等を製造又は矢掛町らしさをイメージさせる特産品を販売する店舗等を「やかげの匠登録店」として登録し、各店舗の認知度の向上及び魅力発信を図る。

矢掛商店街は本陣・脇本陣・歴史的な町並みを有しており、商工会や関係機関と連携し、年々増える空き家・空き店舗への対策を講じるとともに、集客施設の維持及び管理を行うなど、顧客の利便性や商店街の魅力を高め、商店街の活性化を図る。

また、町内の空き家を活用して、新規創業を行う事業者や個人に対して補助事業による支援を実施し、町内の産業の活性化を推進する。

事業の安定化と雇用確保については、小口資金保証融資制度の効果的な運用と周知及び利用促進や、ハローワークと連携した企業と町民を結ぶ求人情報の提供、雇用相談の充実に努める。

また、商工会や岡山県よろず支援拠点等の支援機関と連携し、資金面での支援のほか、起業・創業、事業承継・売上拡大・販路拡大・事業計画・経営改善など、経営上のあらゆる諸問題について、専門家に直接相談できる場の提供や、支援機関等が行う事業者向けセミナー・研修会への参加支援を行うなど、伴走的な育成支援を行う。

③ 個性を活かした観光の振興

1 安心して快適に楽しめる観光地づくり

自然や史跡など町内の豊富な観光資源の活用や新たな観光資源の創生により、観光客にとって魅力的な観光地を目指す。また、観光客の顧客満足度の向上と利便性を向上させ、町内全域の活性化を図るため、来訪者の受入環境整備、宿場町「やかげ宿」の魅力向上を図る景観整備、来訪者の誘導・回遊性を促す環境づくりを推進する。

2 観光・レクリエーション機能の強化

(1) 民間活力による推進体制の確立

令和4年3月28日に観光庁の地域DMOに登録されたやかげDMOが中心となり、関係者と協働しながら、「まるごと道の駅」、「無電柱化」、「重要伝統的建造物群保存地区選定」等の大型プロジェクトを活用し、民間活力により継続的に観光地域づくりによる活性化を推進していくための体制を確立する。

また、既存施設や公園の適正な維持管理に配慮し、機能維持に努めるとともに、矢掛町総合運動公園やアウトドアヴィレッジやかげを活用し、子どもから高齢者までの幅広い年齢層の多様なニーズに対応した事業を実施する。

(2) 古民家再生による賑わい創出

地域資源である古民家を活用した賑わい創出を推進することにより、地域経済の活性化や交流人口の拡大を図り、さらに、移住者の確保等につなげるとともに、国内外向けの情報発信強化等の取り組みを推進していく。

3 観光振興の総合的な指針の管理

(1) 観光振興計画の改定

本町の観光振興の将来像や目標、施策を明らかにし、町・やかげDMO・観光関連団体・事業者・町民等が互いに協働して取り組むため、観光振興の総合的な指針となる「観光振興計画」の改訂を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
産業の振興	観光・レクリエーションの振興	観光施設整備事業	町	
		矢掛町総合運動公園	町	
		安全・安心対策緊急総合支援事業	町	
		かわまちづくり事業	町	
		東川面アクアパーク改修事業	町	
	農林業の振興	農地中間管理機構関連農地整備事業	町	
	過疎地域持続的発展特別事業	早期経営確立支援事業	町	
		中山間地域等直接支払事業	町	
農業振興対策基金事業		町		

		やかげの匠登録事業 商工事業者ビジネス支援事業 企業立地促進優遇制度 賑わい創出事業 賑わいのまち観光施設管理事業	町 町 町 町 町	
--	--	---	-----------------------	--

(4) 産業振興促進事項

過疎地域の「持続的発展」に資する産業振興をより効果的に促進するため、一定の事業用資産を取得した製造業、旅館業、農林水産物等販売業及び情報サービス業について、立地を促進するとともに、地域企業の持続性を高める観点から、地方税の課税免除等を行う。

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
矢掛町全域	製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

(ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

- ・矢掛町では、製造業の割合が高く他業種の振興が伸び悩んでいる状態にある。一層の産業振興の促進を図るため、岡山県や他市町村と連携を図りながら情報共有するとともに、幅広い制度周知を行うため、パンフレットの作成、広報誌、及びホームページを活用し3件の立地を目指す。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

矢掛町公共施設総合管理計画では、産業系施設に関する基本的な考え方を次のとおりとしており、これは市町村計画における基本的な考え方と整合している。

今後も継続して利用されると考えられるため、継続的に点検・修繕を行い、記録・蓄積することで、施設の長寿命化、コストの削減に活かしていく。

指定管理制度を活用している施設については、適切な管理を指導する。

今後建て替え等の更新費用負担を軽減するためにも、施設の適切な維持管理を行い、予防保全型維持管理の視点に立って必要な修繕を実施する。

点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように、安全の確保を図り、必要に応じて長寿命化の大規模改修を実施する。

利用実績が減少している施設については、将来的に利用実績の状況を鑑みて効果的な活用ができるよう、利用寿命に応じた施設の有効活用を検討する。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

本町の情報通信は、産業、経済、教育、文化、医療、町民生活などあらゆる社会活動に欠かすことのできない重要な機能である。しかし、矢掛町では情報発信・情報収集において決して進んでいるとは言えない状況である。

高度情報化社会に対応する情報通信サービスへの取り組みとして、情報基盤の整備と情報を活用するシステムづくりを積極的に進める必要がある。

デジタル化により町民誰もがデジタル化の恩恵を享受できるよう、身体的・社会的条件の相違に伴うICTやAI等の活用を推進する必要がある。

(2) その対策

ICTの活用は、集落活動の課題解決や担い手解消の促進に有効に役立つものと考えられる。

情報発信機能の強化、情報伝達の迅速化は、防災、行政、産業振興、生活条件の向上等町民生活のあらゆる社会活動に欠かすことができない多様な分野で必要であり、ICT・AIを活用し複数分野での理想の未来社会の実現を目指すためDXを推進する。

また、情報通信基盤については、面積が広い町域の地理的条件を踏まえ、住民がIT（情報技術）による利便性を等しく享受できる環境整備を推進するとともに、IT社会に対応した多様な公共サービスの充実を図る。とりわけホームページや情報配信メールによる情報発信により、町民は地理的な要件に関わらず平等な行政サービスを受けることができ、産業の振興や町民生活の向上が促され、地域の活性化が期待される。また、防災行政無線の整備による防災情報配信など、災害に強いまちづくりを推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域における情報化	過疎地域持続的発展特別事業	ICT活用事業		
		次世代を担う小中学生の人材育成事業	町	
		オンライン申請の構築	町	
		施設予約システムの構築	町	
		ICTアドバイザー委託事業	町	
		アプリを活用した観光・災害情報などの情報配信システムの構築	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

矢掛町公共施設総合管理計画では、地域における情報化に関する基本的な考え方を次のとおりとしており、これは市町村計画における基本的な考え方と整合している。

本町では、人口減少・少子高齢化の進行による過疎化が進行するなか、ICTの活用が求められている。住民福祉の向上のため、国が進めるデジタル社会推進に向けた取組みを注視しつつ、本町のニーズに合わせた情報基盤の整備と情報を活用するシステムづくりを進める。

5 交通施設の整備, 交通手段の確保

(1) 現況と問題点

① 道路

本町の幹線道路は、一般国道 486 号を中心に、他に主要地方道 4 路線、一般県道 5 路線により構成され、倉敷市をはじめ近隣市町及び山陽自動車道へのアクセスもスムーズに行え、広域的な連絡が容易となっている。また、道の駅の整備によりドライバーの休憩場所や、交通情報の提供など利便性の向上に努めている。これらの国道・県道を軸として、さらに町道が町内を縦横に結んでおり、交通の円滑化、地域の活性化を生み町民の生活基盤を支えている。

しかし、近年は自動車交通量が増大し、交通を円滑にするための道路整備と歩行者の安全確保が大きな課題となっている。さらに、機能的で魅力あるまちづくりを推進するため、地域間の連携強化を図る道路のほか、広域的な連絡を図る道路網の整備についても検討する必要がある。

また、地区内の生活道路は、新設・改良及び道路の舗装補修などの維持管理を推進するとともに、歩行者等の安全確保を図るための歩道整備を推進し、住民生活の安全・快適性を確保する必要がある。

② 交通

広域的な交通手段として大きな役割を担っている鉄道井原線は町の中央を東西に運行しており、町内には、三谷、矢掛、小田の 3 駅を有し、通勤・通学、観光・レジャー等の主要な交通機関となっている。

地域の足の確保やまちづくりの発展のため、鉄道井原線の維持・活用が重要であり、マイレール意識の高揚を図り、通勤・通学、産業活動への利用など、沿線住民・各種団体・自治体、井原鉄道等が一体となって、利用促進を推進する必要がある。

路線バスは町民の生活を支える重要な交通の手段であり、路線バス事業者に対し、行政が補助金による支援を行い、路線バスの維持に努めてきた。しかし、人口の減少や生活様式の変化により、路線バスの利用は減少傾向にあり、今後さらに路線バス事業者と行政の負担は増大し、存続が危ぶまれている。

そのため、利用者のニーズに応じた公共交通体系とし、利便性を向上させ、利用者を増やしていく取り組みも必要である。

(2) その対策

① 交通基盤の整備

交通基盤については、一般国道、一般県道など広域的幹線網、地域間連絡道路のより一層の整備を促進し、他の道路や公共交通機関と連携した体系的・段階的な道路網を整備するとともに無電柱化等の施設整備を推進する。

また、農林道は農林業の振興のために必要なばかりでなく、地域住民の生活道路として重要な役割を果たしており、農村生活環境の整備のためにも整備促進に努める。橋梁については、橋梁の点検を行い、安全性を確保しながら整備を促進する。

② 公共交通機能の整備

地域内交通の円滑化のため、一般国道486号、一般県道等幹線道路、地域間連絡道路、生活道路などの整備を計画的に推進する。また、既存バス路線など公共交通機能の充実を図るとともに、地域福祉バスを運行し、公共施設などへの移動の利便性向上に努める。

鉄道井原線については、各駅の管理人による駅前広場・待合所の管理・清掃、観光客等への案内、無料

駐車場・レンタル自転車の貸出等の利便性の確保と利用促進を図る。また、矢掛駅待合所に整備した交流施設を活用し、賑わい創出を図る。

また、「井原線DE得得市」は、今後も鉄道井原線の活性化のため継続して実施するとともに、通勤・通学者への利用促進、観光情報の発信、マイレール意識の高揚を図り、地域と一体となった利用促進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
交通施設の整備，交通手段の確保	市町村道 ・道路	公園アクセス道路整備 (町道運動公園線)	町	
		単町道路改良事業 (町道運動公園線，町道中畦東線，町道原北線)	町	
		狭あい道路整備等促進事業 (町道北の前線，町道広石線，町道市場西線，町道市場中線，町道市場黒ヶ市線，町道市場藤ノ棚線，町道六反田内神線，町道行部2号線，町道西岡谷東線，町道吉野鷲峯山線)	町	
		道路メンテナンス事業	町	
	地方創生道整備推進交付金事業 (町道辻堂線)	町		
	県工事負担金 (県道東水砂矢掛線，県道市場青木線)	町		
	鉄道施設等	井原線鉄道基盤設備維持費補助事業	町	
過疎地域持続的発展特別事業		地方バス路線運行維持対策補助事業	町	
		廃止路線代替バス運行補助事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

矢掛町公共施設総合管理計画では、交通施設に関する基本的な考え方を次のとおりとしており、これは市町村計画における基本的な考え方と整合している。

管理路線すべてについて、職員によるパトロールや町民からの通報によって変状や損傷の早期把握に努めると同時に、幅員2m以上の路線については、長寿命化計画に基づき改修等を実施する。

従来の「事後保全型の維持管理」から、早期補修を計画的に行う「予防保全型の維持管理」へ移行することで、維持管理及び更新費用の縮減と平準化を図るとともに、道路ネットワークの安全性・信頼性の確保を図る。

また、通行状況や社会情勢等を踏まえ、必要に応じて路線の新設や改良、廃止について検討する。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 上水道

上水道事業は、安心して暮らせるまちづくりを支える主要な役割を担うものであり、安全で安心な水道水の供給をするために、一層の経営の合理化・効率化に努めている。

今後は、地震等の災害対策や安全で安定した水道水の供給を図るため、老朽化した施設及び管路の計画的な耐震更新を推進する必要がある。

② 下水処理対策

本町の豊かな自然環境は、河川でつながっており、農林業、商工業、観光等の振興には、清らかな水が重要な役割を果たしているが、社会構造の変化と生活の都市化にともない、雑排水処理は、重要な課題となっている。

本町は、公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽で整備しており、このうち農業集落排水については、汚水処理施設の維持管理費の節減や汚水処理の効率化を図るため、公共下水道施設への統合を実施している。

③ ごみ処理対策

本町のごみ処理は、井笠地域3市2町で運営する岡山県西部衛生施設組合で広域処理をしており、可燃ごみは井笠広域里庄清掃工場、粗大ごみを含む不燃ごみは井笠広域資源化センター、資源ごみはリサイクルプラザで処理し、それぞれの残渣は、井笠広域一般廃棄物埋立処理場で埋め立て処分している。井笠広域資源化センターは施設の老朽化対策が課題となっている。また、井笠広域里庄清掃工場の焼却熱を利用した広域連携拠点施設（熱利用施設）の整備を進めている。

町民が将来にわたり環境の恵みを受け、健康で安全な暮らしを営むため、循環型社会の形成が必要であり、循環型社会の土台づくりとして、さらなるごみの減量化を目指して、分別搬出の徹底や町民の自主減量活動の推進を図る必要がある。

④ 住宅対策

公営住宅等は、住宅に困窮する低額所得者等の居住の安定を図るため、また町民、特に若年層の定住や転入者の受け皿として重要な役割を果たしている。今後も多様な住居形態に対応した住宅の提供や居住水準の向上を図る必要がある。

また、住宅用地造成事業は、定住人口の確保対策の一つとして、重要な施策であり、今後も、町内各地において、用地を確保し、計画的・効果的な住宅地の提供を行う必要がある。

⑤ 消防防災対策

本町の消防体制は、広域行政で組織している井原地区消防組合（矢掛出張所）による常備消防と、消防団組織による非常備消防が両輪として役割を果たしながら対処している。

消防団は、本部及び7分団（17部）、団員定数450人の体制により、消火活動、警戒と水害を含む災害予防の知識の普及啓発を行うなど地域の消防・防災の中核的組織となっている。しかし、少子・高齢化に伴い、団員数の減少と団員の高齢化の問題を抱えており、団員確保と活性化が重要な課題となっている。

消防団員の出勤報酬及び年額報酬の見直し、消防団の運営費の適切な計上など、消防団員の処遇改善に向け今後必要な措置を講ずる必要がある。

災害を初期段階で食い止め、被害を最小限にとどめるため、町内会や事業所等の自主防災組織による活動や協力が、今後ますます必要となる。日頃からの育成強化と訓練等による防災組織の普及に努め、防災意識の高揚を図る必要がある。

また、町内の防災士の資格を持つ者などとも連携して、地域防災力の強化を図る必要がある。

⑥ 防犯・交通安全対策

多様化する犯罪に対して、犯罪の起こりにくい安全・安心なまちづくりが求められている。行政の支援はもとより、自治会等を中心とする防犯の組織づくりが求められており、地域住民の安全・安心な暮らしを確保するための検討が必要である。

高齢化の進行とともに、高齢者が被害者、加害者となる交通事故件数が増加している。高齢者に対する交通事故防止対策をはじめ、家庭、学校、企業、地域、行政等が一体となって交通安全対策を推進する必要がある。

⑦ 火葬場

本町の火葬場は、岡山県西部衛生施設組合の井笠広域斎場を使用する形態となっている。井笠広域斎場は、昭和62年の竣工から約40年経過しており、施設の老朽化対策が課題となっている。今後は社会情勢等を見極めたうえで計画的な維持改修を行う必要がある。

(2) その対策

—安心して快適に暮らせる生活環境の整備—

町民の快適な暮らしを支える地域の環境については、その保全と管理を総合的かつ計画的に行う必要があることから、地球環境の保護につながる持続可能な循環型社会をめざした取り組みを推進する。また、町民一人ひとりが安心し、うるおいの感じられる生活ができるよう、基盤整備におけるバリアフリー化の促進や、河川環境の保全など地域の環境を活かした憩い空間の整備を図る。

① 上水道整備

上水道については、給水人口・給水量の減少を前提とした、「安全」・「持続」・「強靱」な水道を目標とし、計画的かつ積極的な施設や管路の耐震更新を推進する。

また、安全でおいしい水を提供できるよう適切な施設管理、水質管理に努め、徹底した経費節減を行うとともに、水道料金の適正化を図り、健全な運営に努める。併せて、水道事業全体のDX化を図る。

② 下水道整備

下水道整備については、すでに管渠整備は終了しているが、今後は施設の長寿命化や耐震化、既存設備の統廃合の推進を図る。併せて、下水道事業全体のDX化を図る。

下水道処理施設利用の効果、正しい利用や指導など、啓発活動を積極的に進め、全町的な水洗化を推進する。また、建設コスト、維持管理コストの縮減を図るとともに、下水道利用料金の適正化を図り、健全な運営に努める。

③ ごみ処理対策

ごみ、し尿処理施設については、関係市町等と連携を図り適正な運営に努めるとともに長寿命化・延命

化を踏まえ計画的に整備を行う。

循環型社会の構築を図るため、一般廃棄物処理基本計画に基づく新たな廃棄物減量施策の導入や環境保全意識の高揚を図り、行政・事業者・町民が一体となったゴミの減量化・資源化を推進する。

また、クリーンで清潔な町を推進するため、不法投棄の防止に向け、巡視活動の強化を図る。

特定外来生物の発生に伴う生活環境や農業振興への支障を防止するため、防除対策を推進する。

④ 住宅対策

今後のさらなる高齢化社会の進行による高齢者、低所得者等の増加を見据えながら、公営住宅等の計画的な建替・整備を通じて居住の安定を図るとともに、ライフスタイルの変化による多様なニーズに対応した魅力ある居住環境を整備し、本町への定住志向を促進するため、それぞれの住居形態に対応した住宅の整備を図るとともに、住宅用地造成、分譲を推進する。

⑤ 消防防災対策

住民の生命や身体、財産を災害から守るため、治山・治水対策の充実など災害に強いまちづくりを推進する。そして、集中豪雨などからの洪水被害に対応するため、浸水対策計画を作成する。また、消防組織の再編強化や自主防災組織、女性防火クラブ、少年消防クラブ、幼年消防クラブの育成・強化を図るとともに、資材・救援物資の備蓄を推進する。

また、自助、共助、協働を原則に、地域防災力を高める期待を担っている町内の防災士の活動の支援を行い、地域の防災力の向上を図る。

消防施設の整備により、消防力を高めるとともに、土砂災害などの危険箇所等の把握・周知を図る。また、様々な情報伝達手段の確保に努めるとともに、警戒避難体制の整備により、消防・防災機能の充実を推進する。

消防団においては、団員数の減少と団員の高齢化が課題となっており、魅力ある消防団の構築を図るとともに、報酬等も含めた処遇改善に取り組むなど、入団促進を図る。

常備消防の車両・資機材等の更新により消防防災体制の強化を図る。

⑥ 防犯・交通安全対策

安全で安心して暮らせる犯罪のない環境づくりを推進するため、広報による普及啓発活動など、町民の防犯意識の高揚を図るとともに、犯罪が発生しない地域社会を形成するため、防犯カメラの整備、自主防犯団体など地域ぐるみの防犯活動に対する支援を充実する。

また、多様化している特殊詐欺の手口やインターネット、スマートフォンのトラブル対策として、相談窓口の設置、消費者意識の教育推進など、消費者自身の自立支援を行う。

交通安全対策については、町民の交通事故を防止するため、交通安全施設の整備、交通安全教育等の充実を図る。

⑦ 火葬場

斎場の運営については関係機関との連携を図り、火葬場の長寿命化に向けて施設の整備を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
生活環境の整備	上水道施設	老朽施設耐震更新事業	町	
		老朽管耐震更新事業	町	
	下水道施設	公共下水道事業	町	
		汚水処理施設統合推進事業	町	
		施設長寿命化事業	町	
		施設耐震化・耐水化事業	町	
		合併浄化槽補助	町	
	廃棄物処理施設 ・ごみ処理施設	ごみ処理施設整備事業	岡山県西部衛生施設組合・井原地区清掃施設組合	
		・関連施設	熱利用施設整備事業	岡山県西部衛生施設組合
	消防施設	消火栓	町	
		小型動力ポンプ	町	
		小型動力ポンプ付積載車	町	
		消防ポンプ車	町	
		消防器庫整備	町	
		指令台更新	消防組合	
		デジタル無線更新	消防組合	
		監視カメラ修繕	消防組合	
緊急通報アプリ整備		消防組合		
多言語通訳・3者通話機能整備		消防組合		
エアーテント購入		消防組合		
消防自動車修繕		消防組合		
消防自動車更新		消防組合		
高規格救急車更新	消防組合			
火葬場	井笠広域斎場整備事業	岡山県西部衛生施設組合		
過疎地域持続的発展特別事業	犯罪被害防止・安全・安心なまちづくり推進	町		
	ごみ処理・減量化対策	町		

		不法投棄監視対策	町	
		交通安全・事故防止対策	町	
		特定外来生物対策	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

矢掛町公共施設総合管理計画では、生活基盤施設に関する基本的な考え方を次のとおりとしており、これは市町村計画における基本的な考え方と整合している。

上水道については、「矢掛町水道事業ビジョン」の実践及び施設の更新期に合わせ、施設の統廃合やダウンサイジング、耐震化を計画的に行う。

下水道については、経営戦略及びストックマネジメント計画の実践により、計画的かつ効率的な改築更新を行い、老朽施設の対策を実施する。また、汚水処理施設の維持管理費を節減するため、農業集落排水施設を公共下水道へ統合する。

ごみ処理施設については、関係市町との連携により適正な運用を行い、施設の長寿命化、延命化の整備を行う。また、斎場についても長寿命化に向けて施設の整備を行う。

町営住宅については、「矢掛町営住宅等長寿命化計画」に基づき、耐用年数が未経過の新小林住宅及び矢掛団地について、長寿命化改善及び適切な維持管理を実施するものとする。一方、耐用年数が経過し、耐震性の確保が困難な住宅については、立地適正化計画に基づいた、居住誘導区域内において統合建替えを行い、住宅ストックの集約化を図るものとする。なお、入居者の移転が完了した住宅については、用途廃止のうえ、除却を実施するものとする。

消防施設については、災害時にその機能を果たせるよう、予防保全型維持管理を行い、点検・診断結果に基づき必要な更新を行う。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保護及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

① 高齢者福祉

本町は、若年層の人口減少が急速に進んでおり、令和7年4月の高齢化率は39.73%で、超高齢社会へ突入している。今後さらに高齢者が、健康で生きがいを持ち、住み慣れた地域で老後をいきいきと安心して生活できる地域社会を目指していくとともに、地域社会の変貌にともない、高齢者に対する包括的で多様なサービスの提供を地域全体で支援し、地域包括ケア体制の構築を行う必要がある。

② 児童福祉

本町では、国全体の少子化をいち早く見据え、政策的に子育て支援や移住定住施策を進めてきた。令和6年の合計特殊出生率は1.4と県平均を上回っているが、出生者数は減少傾向が続いている。今後はさらなる子育て支援施策を展開し、出生児数と転入児数をともに伸ばすことが必要である。加えて、少子高齢化や核家族化が進み、子育てへの不安感、孤立感を持つ保護者もおられる。また、共働き世帯が増加し、両親ともに働きながら子育てができる環境づくりが望まれている。さらに、外国籍の子育て世帯の増加や要保護家庭への支援、多岐にわたる子育て支援ニーズへの対応等が求められている。

若者が住みやすく安心して子どもを産み育てることができるよう、社会全体で少子化対策と子育てを支援する体制が必要であり、若年層の負担を軽減するという観点から、保健・医療・福祉の充実に併せ、健康づくりの推進、生活基盤整備や生涯学習環境の充実などにより、社会全体で子育てを支援する環境づくりが必要である。

③ 障がい者福祉

障がい者が地域の中で、いきいきと暮らすことができるよう、障がい福祉サービスにより自立を支援し、障がいの有無にかかわらず互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会をつくることが重要な課題となっている。

今後は、障がい者が住み慣れた家庭や地域で自立した生活が送れるよう、雇用、社会参加、保健、医療、福祉、と幅広い取り組みを総合的に進めていく必要がある。

④ 保健

健康づくりは地域づくりにつながり、地域づくりは健康づくりにつながっている。住みよく安全な地域ほど健康度も高いと言われており、本町では「健康やかげ21・食育推進計画」に基づき保健、福祉、医療、教育が連携して総合的な健康づくりを推進している。本町における特定健康診査受診率は令和6年度確定値で44.5%となっており、目標値の60%に到達していない。引き続き健康診査の受診を勧めながら、リスクの高い者に対しては重症化予防に取り組み、地域全体で健康づくりに取り組んでいく必要がある。

(2) その対策

① 高齢者福祉

高齢者福祉については、充実した超高齢社会を確立するため、介護予防事業の実施や普及・啓発、就労機会の提供、世代間や地域間での交流の場の提供を行うことで、社会参加を通じた高齢者を孤立させない地域社会づくりを推進する。また、地域福祉バスの円滑な運行を図る。

高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、介護保険の地域支援事業と国民健康保険・後期高齢者医療保険の保健事業を一体的に実施していく。

本人と家族、ボランティア、各種団体、介護サービス事業所、関係機関などと連携が密に取れるシステムを構築し、高齢者が安心して暮らせるよう地域全体で支え合う体制づくりを推進する。

また、地域包括ケアシステムの重要な役割の一つを担う町設置の介護老人保健施設においては、施設改修及び必要器機の整備並びに送迎車等の計画的更新を行っていく。

② 児童福祉

子育て環境の整備については、「矢掛町こども計画」に基づき、多様な保育サービスの提供や、子どもを生み育てる者の経済的負担の軽減、子育ての悩みや不安を解消し、子育てに喜びや憧れを抱かせる取り組みを推進することが重要である。次代を担う子どもが健康でのびのびと育つことができる環境整備と保護者の子育て意識の高揚を図る。また、発達障害児などの支援体制の確立を図る。

一方、外国籍の子育て世帯の増加や要保護家庭の支援のため、家庭、地域、学校園、企業、行政の連携を進めていく。

なお、認定こども園や保育園では、就学前の子どもの保育・教育の充実を図っていく。

③ 障がい者福祉

障がい者福祉については、障がい者の社会参加と共生を確立するため、障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で豊かに暮らしていける共生社会の実現をめざし、地域の隅々まで行き届いたバリアフリー社会の実現を図る。

併せて障がい者に対する理解や共感を深めるため、正しい知識の普及・啓発に努めつつ障がい者が地域の中で安心して暮らせるよう、ボランティア団体など町民の積極的な参加を支援する。

④ 保健

すべての町民が元気に地域で暮らしつつ、個人で、家庭で、地域で健康の維持と増進に取り組み、健康寿命を延伸できるよう「健康やかげ21・食育推進計画」に基づき総合的な健康づくりを推進する。

関係機関と連携を図りながら、食事・運動・休養に視点をおいた取組を実施することにより、町民が住み慣れた町で安心して暮らすことができるよう、乳幼児から高齢者まで、生涯にわたった健康づくりを推進する。疾病の早期発見や治療にとどまらず、町民自ら自分の健康は自分で守るという意識を持ち積極的に身体・心の健康づくりを実践する「一次予防」、さらに重症化を予防する「二次予防」に重点を置いた取組を推進する。

また、現代社会においては、生活習慣病が増加し、それに起因した脳血管障害、糖尿病、がんなどが増えていることから、町民自らが健康への意識を高められるよう、保健センターを中核として健康管理に取り組むために健康づくりに関する各種講演会、健康相談、食生活改善事業などを開催し普及啓発活動を行うほか、生活習慣が深く関与している糖尿病、がん、脳血管疾患等の早期発見・早期治療を目的に、各種検診などを実施する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
子育て環境の確保, 高齢者等の保護及び福祉の向上及び増進	介護老人保健施設 ・介護老人保健施設	施設改修事業	町	
		介護機器等整備事業	町	
		送迎車更新事業	町	
		施設整備事業	町	
	児童福祉施設	保育園・認定こども園の増築・改修及び駐車場整備事業	町	
		過疎地域持続的発展特別事業	高齢者見守り事業 障害者通所奨励金事業 地域福祉バス運行事業 子ども医療費給付事業 誕生祝金支給事業 妊婦健診支援事業 介護職員等確保人材紹介会社の活用	町 町 町 町 町 町 町

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

矢掛町公共施設総合管理計画では、福祉施設に関する基本的な考え方を次のとおりとしており、これは市町村計画における基本的な考え方と整合している。

施設利用者が安全・安心に利用できるよう、継続的に点検・診断を実施するとともに、点検・診断等の履歴を集積・蓄積することで、老朽化対策等に活かしていく。

点検・診断等により、危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように、安全の確保を図り、必要に応じて長寿命化の大規模改修を実施する。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

矢掛町国民健康保険病院は、一般的な診療科とCT・MRIなどの高度医療機器を有し、入院体制も充実している身近な町立病院として、また町内で唯一の救急告示病院として大きな役割を果たしている。

しかし、刻々と変化する医療状況や人口減少などの社会情勢などにより、厳しい運営となっている。また、医師をはじめ医療スタッフの継続確保も課題である。

コロナ禍以降も続く断続的な感染症への対応、診療控えや長期処方などによる患者の減少に伴う収益の減少や、全国的な人件費・物価高騰に伴う経費の増加などにより、危機的な運営を余儀なくされていると言わざるを得ない。

このような状況の中、自治体病院の使命ともいえる24時間体制の救急医療、CTなどの高性能医療機器を使用し質の高い安定した医療サービスの維持継続を図るとともに、町内の医療施設や他診療施設などと連携した地域包括ケアシステムの推進を行っていく必要がある。

(2) その対策

矢掛病院は、幅広い世代の地域住民が生涯にわたり、住み慣れた地域で、地域の人たちと関わりを持ちながら、健康に生活できるよう、保健・医療・福祉が連携し、地域医療の中核病院として、継続・安定して質の高い医療を提供できる基盤を作ることによって経営の健全化を図る。

診療科については、現診療科の維持向上や地域の医療ニーズに合わせた新しい診療科の増科も含め、医師・看護師等医療従事者の雇用環境の改善や、非常勤医師の充足や他職種へのタスクシフトによる常勤勤務医の負担の軽減といった総合的な人員強化による救急医療体制の充実を図る。

また、電子カルテや予約診療制などの患者の利便性向上につながる施策を推進し、院内業務の外部委託や老朽化した医療機器等の更新など、診療や経営の効率化等による安定した経営体制の確立を図るとともに、保健センター、包括支援センター、介護老人保健施設たかつま荘と密に連携することで、地域の中核病院として地域住民に信頼される病院運営を行う。

さらに、24時間体制の初期医療救急病院として、救急患者の症状に応じた医療を迅速・的確に施すとともに、感染症や災害等への備えとして人的・物的に十分な体制を整え、必要に応じた近隣の高度機能を有する病院との連携を強化し、安全・安心のまちづくりを推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
医療の確保	診療施設 ・病院	医療機器整備 検査機器整備 施設整備事業 厨房機器整備 訪問事業用車両整備 レセコンシステム更新 MRI装置更新 医師・看護師等医療従事者住宅整備事業 駐車場整備事業	町 町 町 町 町 町 町 町 町	

	過疎地域持続的発展特別事業	病院管理運営（経営計画、業務継続計画等作成） 医師募集広告掲載及び研修医受入 看護師等医療従事者募集広告掲載 看護師等医療従事者確保人材紹介会社の活用	町 町 町 町	
--	---------------	--	------------------------------	--

（４）公共施設等総合管理計画等との整合

矢掛町公共施設総合管理計画では、医療施設に関する基本的な考え方を次のとおりとしており、これは市町村計画における基本的な考え方と整合している。

予防保全型維持管理を行い、点検・診断等により危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように、安全の確保を図り、必要に応じて長寿命化の大規模改修を実施する。

また、地域の医療ニーズに合わせた医療体制の確保に必要な施設・機器の整備を行う。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

① 学校教育

急激な社会変化の中で、21世紀に生きる子ども達の教育は、生きる力を育むことが求められており、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、問題を解決する能力の育成を図るとともに、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図り、人間性豊かな活力ある子ども達を育成する教育が求められている。

本町は、町立の小学校7校、中学校1校があるが、児童・生徒数は減少を続けており、今後も少子化の進行が見込まれる中で、学校規模の適正化や小規模校の良さを生かした教育活動の両立、教職員の負担軽減と指導体制の維持・充実が課題となっている。また、GIGAスクール構想により1人1台端末や校内ネットワーク環境の整備が進んだ一方で、端末や機器の更新、情報モラル教育、教職員のICT活用力の向上など、継続的な環境整備と活用推進が必要である。

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす場であるとともに、非常災害時には地域住民の応急避難場所としての役割を担っているため、老朽化対策、空調設備の整備、バリアフリー化等、安全に配慮した適切な施設管理に努める。また、児童・生徒の健康に十分配慮した安心・安全な学校づくりを目指す必要がある。

学校給食は、矢掛町給食センターにおいて一括して調理・提供を行っており、献立内容の充実や安全な地場産物の使用に取り組んでいる。また、アレルギー児童生徒へは、食物アレルギー対応献立表を配布するとともに、卵の除去を実施している。今後は、食に関する指導の充実や多様なアレルギー対応、地産地消の推進など、食育の一層の推進を図っていく必要がある。

② 生涯学習

情報化社会の進行や生活水準の向上、自由時間の拡大等、社会構造の変化に伴い、町民の学習意欲が高まる中で、生涯学習や社会教育に求められる内容も多様化してきている。特に、少子高齢化、核家族化、国際化、環境・健康志向の高まり、時代の変化に伴い生じている生活課題や地域課題、現代的課題に対応した事業体制の整備が求められている。

また、地域で子どもたちを育てる仕組みづくりを促進し、地域が子ども達の学びを支援するだけでなく、地域住民の生きがいや自己実現につながるよう、地域と学校が協働した活動を通じてつながり、地域の教育力を高める必要がある。

さらに、地域と町民がそれぞれの興味・関心に応じ、文化・芸術・スポーツ等の学習活動に取り組めるよう、家庭や学校、地域、関係団体との緊密な連携のもと施設の整備及び適正配置による総合的支援体制の確立を図る必要がある。

本町の社会教育施設は、文化ホール1箇所、中央公民館1館、地区公民館7館、図書館1館、美術館1館である。また、B&G海洋センター、総合運動公園等の体育施設や学校開放による体育館などの施設を最大限に活用し、子どもから高齢者まで幅広い年齢層の中で、スポーツ・レクリエーションに親しむことのできるよう町民参加型の生涯スポーツの推進を図る必要がある。

また、地域における活動の拠点となる地区公民館は、各地区に整備されているが、今後も地域コミュニティの維持や持続可能な運営のため、事業の見直しや老朽化した施設改修等が必要である。さらに、子どもたちの学びの場となるよう、全ての地区において学習支援や体験活動の場の提供を継続的に行う必要がある。

(2) その対策

① 就学前教育の充実

幼児を取り巻く環境の変化を踏まえ、家庭・地域社会と連携することにより、幼児の興味や関心をはぐくみ、その発達を促進するための教育内容の充実を図る。また、幼保連携型認定こども園・保育園と小学校が育ちのビジョンを共有し、小学校へのスムーズな接続ができるよう、幼児教育関係者と小学校教育関係者の意思疎通や研修機会の確保を図る。

② 学校教育

情報化、国際化への対応や郷土愛の醸成など、21世紀における学校教育の課題を解決するには、創造性豊かで主体的に学び、心豊かにたくましく生きる児童生徒の育成に努める必要がある。

そのため、本町の将来を担う子ども達には、夢をふくらませ、志を立てさせ、「ふる里やかげを愛し、しなやかでたくましい子ども」の育成を図る学校教育を目指す。

学校施設の整備については、校舎の長寿命化・大規模改修を推進するとともに、教育環境の整備も計画的に推進する。また、GIGAスクール構想の推進により、個別最適化された学びや協働的な学び、STEAM教育など、ICTの特性を生かした学びを実践する。学校給食では、施設・設備の整備を計画的に推進するとともに、地元食材の使用により地産地消の促進を図るほか、アレルギー対応に係る各学校との連携強化、対応強化のために必要な設備拡充等の検討により、児童生徒が安全で安心して食べられる給食を提供する。また、落ち着いた教育環境を実現するための教育支援員の配置を推進する。

③ 生涯学習

町民が気軽に生涯学習活動を行える環境を整備し、公民館や文化センター、図書館、美術館における学習機会の提供や社会教育関係団体やボランティアの育成を図り、家庭及び地域の教育力の充実を支援する。さらに学校、家庭、地域の協働により、教育課程内外を問わず連携を推進するために地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）を各校に配置し一層の推進を図る。

また、時代に応じた利用者ニーズを満たすよう、老朽化が進行した体育施設の改良や設備の充実を図るとともに、フィットネスルーム（トレーニング施設）の利活用、さらに、利用者が快適に利用できるよう環境整備を行う。また、健康・体力づくりの一環としてマラソン大会を継続し、地域ニーズに応じたスポーツ・レクリエーションを行うとともに、適切な指導、助言ができる指導者の育成に努める。

B&G海洋センターや総合運動公園等のスポーツ施設を、関係団体と連携し、利用の促進を図る。

やかげ文化センターでは、町民の文化活動の発表の場、また優れた芸術を鑑賞する場として、積極的な運用を図る。図書館においては、多様化する町民ニーズに対応した蔵書の充実を図るとともに、図書館司書の学校への派遣により学校図書館活動の支援を行う。また、美術館では郷土の芸術家に関する研究を進めながら、館蔵品の収集を一層推進するとともに、施設の整備を充実させながら、魅力ある企画展を開催し、交流人口の増加に努める。

地区公民館は、各地区のコミュニティ及び学習の場の拠点である。地域の教育力を活かし、各地区の子どもから高齢者が気軽に参加できる行事、学習会、居場所づくり等を行い、豊かな学びとコミュニティの場を提供する。また、地域活性化と地区民の交流を促進するために、地区公民館職員を対象として、広域的な研修や情報交換の充実を図る。さらに、「地域住民の集い」の拠点施設との観点から今後も施設の充実を図り、立地性、施設の安全性及び利便性を考慮し、継続的な整備及び老朽化した公民館の建替え等を検討する。

集会所は、防災に関する講習や避難訓練といった防災教育の場として、自主防災組織や消防団など地元住民の防災意識醸成のため積極的な運用を図る。また、災害時には避難所や備蓄倉庫として供することも考慮する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
教育の振興	学校教育関連施設 ・校舎等 ・給食施設	学校施設改修事業	町	
		空調設備整備事業	町	
		真空冷却機	町	
		車庫シャッター改修	町	
		合併浄化槽撤去・駐車場整備	町	
		調理場内塗装	町	
		蒸気回転釜更新	町	
	集会施設，体育施設等	地区公民館改修事業	町	
		海洋センター改修事業	町	
		備蓄倉庫（地域防災拠点）	町	
		農村環境改善センター改修事業	町	
	過疎地域持続的発展特別事業	教育支援員配置事業	町	
		社会体育施設管理委託 (総合運動公園等)	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

矢掛町公共施設総合管理計画では、学校教育施設及び文化系施設に関する基本的な考え方を次のとおりとしており、これは市町村計画における基本的な考え方と整合している。

予防保全型維持管理を行い、点検・診断等により危険性があると判断された箇所については、緊急的な修繕などを行い、利用者が安心して利用できるように、安全の確保を図り、必要に応じて長寿命化の大規模改修を実施する。

住民のサービス水準の低下を招かない取組みを最優先とし、老朽化の状況，利用状況，施設稼働率を勘案したうえで、維持管理，改修，建替え等を効果的に実施する。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

地域自らが地域の課題を解決していく住民自治が求められている中で、自治組織の形態や活動はそれぞれ異なった状況にある。

町中心部から離れた中山間地には、山間に集落が分散しており、市街地から時間的にも10数分～20分かかる集落もある。このような地域では高齢化が深刻化し、若年層の人口流出に歯止めがかからず、集落組織の弱体化と機能低下により、集落の維持が困難になりつつあるところもある。災害や急病時における緊急時に対応できるよう集落間道路の整備や通信網の整備等が急務といえる。また日常、病院や公共施設へ行くにしても公共交通機関を利用しにくい地域もあり、これらの利便性の向上に向けても整備の必要がある。

また、一方でわざわざ時間をかけて市街地まで出向くのではなく、各地域における拠点的功能を備えた中核的集落の整備がこれからの課題といえる。

辺地地域での生活ができなくなった高齢者が、子どもたちが住んでいる都市部に転出している現状を考えると、基幹集落にその機能を持たせ、町内在住者が都市部へ流出しない方策を考えていく必要がある。そのための環境整備、社会資本の集積等を図り、効率的な事業展開を行うことが必要となってくる。この傾向は、今後更に進むものと思われ、行政の大きな転換期を迎えるものと思われる。

(2) その対策

人口の流出は、地域停滞の大きな原因であり、長期間続いている人口の減少に歯止めをかけることが必要である。

住民がふれあいとぬくもりのある環境の中で、生きがいを持ちながら生活を送れるよう、防犯、防災、環境、福祉などのコミュニティ活動が推進されるようさまざまな支援を行い、集落機能の維持充実を図るとともに、豊かな自然環境を生かした地域間交流や定住促進に努める。

地域活動の拠点となる公会堂等集会施設整備等を推進する。

また、少子高齢化にともない、小規模の自治会では自治会単位での活動が困難となってきたところもあり、集落機能の強化に向けた支援を推進する。

「集落の整備」の観点から、定住化施策のひとつとして、空き家・空き農地・空き地情報登録制度を活用した空き家等利活用の促進を図ることが挙げられる。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
集落の整備	過疎地域持続的発展特別事業	公会堂等集会施設整備事業補助金	町	
		公会堂等集会施設備品整備業補助金	町	
		自治組織補助金	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本章においては該当なし。

11 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

① 文化財

本町には、令和7年4月現在で、国指定7件、国選定1件、県指定7件、町指定58件の重要文化財や史跡名勝天然記念物が所在する。この数は小規模な町村にありながら、近隣の市と大差ない現状である。文化財保護事業の推進に当たっては、自然や歴史に対する町民の理解を深めながら、保護・保存に努める工夫が求められ、また自然や歴史遺産を有効に活用していくことで、心豊かなふるさとづくりを推進することが必要である。しかしながら、これらに付随する豊富な歴史資料、考古資料、民俗資料等を収蔵・展示する施設がなく、適切な保管ができていないのが現状であり、これらの地域資源を守り伝えるとともに、活用する施設の整備が求められる。さらに、矢掛の町並みは、矢掛町を代表する文化財であり、重要伝統的建造物群保存地区に選定を受けたのを契機に適切な保存・活用が図られるよう事業を推進していく必要がある。

以上のことから景観づくりや観光交流、体験学習活動の充実など、関係機関と連携し、ふるさとの魅力強化を図るとともに、既存の施設や行事、民俗資料などの収蔵品等を活用した新たな事業展開を図ることが大切である。

② 文化芸術

人生を豊かにし、生きがいをもたらす文化芸術活動は、生涯学習の一環として、人と人、文化と文化の交流を生み出し、地域社会の活性化を促進するものである。

本町では、やかげ文化センター、やかげ郷土美術館、町立図書館、地区公民館などを中心に多彩な文化芸術活動が展開されているが、参加する機会や施設の機能充実に努める必要がある。

また、文化・音楽協会等と連携を図り、文化芸術団体等の活動支援など担い手の育成が必要である。

(2) その対策

① 文化財の保護、活用

町民の文化財保護意識の高揚を図るため、より多くの町民が文化財を身近に感じられる機会の提供に努め、文化財を守り、後世に継承していくよう、意識の啓発を積極的に推進する。さらに、町内に存在する文化財の研究を行い、適切な保護・保存施策に努める。

とくに、矢掛の町並みは、矢掛町を代表する文化財であり、重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けたのを契機に、適切な保存・活用が図られるよう事業を展開する。

② 文化芸術活動の振興

町民の自主的な文化活動や芸術活動への取り組みを促進するため、活動の活性化を促すとともに、活動成果の発表機会を拡充するなど、文化芸術団体の活動を支援する。

③ 文化施設の充実及び活用の拡充

やかげ文化センターでは、町民の文化活動の発表の場、また優れた芸術を鑑賞する場として、積極的な運用を図る。施設整備面では、長寿命化計画に沿った修繕及び更新、LED化等を行う。図書館においては多様化する町民ニーズに対応した蔵書の充実を図るとともに、図書館司書の学校への派遣により学校図書館活

動の支援を行う。また、美術館では郷土の芸術家に関する研究を進めながら、館蔵品の収集を一層推進するとともに、施設の修繕及び更新，LED化等を行い，魅力ある企画展を開催し，交流人口の増加に努める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
地域文化の振興等	地域文化振興施設等 ・美術館	やかげ郷土美術館改修事業	町	
	・やかげ文化センター	やかげ文化センター改修事業	町	
	過疎地域持続的発展特別事業	指定文化財補助事業	町	
		矢掛本陣修復工事補助事業	町	
		矢掛脇本陣修復工事補助事業	町	
		町並み修理修景事業	町	
		町並み防災計画事業	町	
町内重要遺跡発掘調査事業	町			

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

矢掛町公共施設総合管理計画では，文化系施設及び社会教育系施設に関する基本的な考え方を次のとおりとしており，これは市町村計画における基本的な考え方と整合している。

予防保全型維持管理を行い，点検・診断等により危険性があると判断された箇所については，緊急的な修繕などを行い，利用者が安心して利用できるように，安全の確保を図り，必要に応じて長寿命化の大規模改修を実施する。

住民のサービス水準の低下を招かない取組みを最優先とし，老朽化の状況，利用状況，施設稼働率を勘案したうえで，維持管理，改修，建替え等を効果的に実施する。

12 再生可能エネルギーの利用促進

(1) 現況と問題点

再生可能エネルギーは、石油や石炭、天然ガスなどの化石エネルギーなどの輸入に頼らない、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など自然界に常に存在するエネルギーである。環境にやさしく枯渇する心配がないため、新しいエネルギーとして注目されている。しかも、発電時にCO2を出さない。一方でエネルギー密度が低いため、大きな設備が必要、天候など自然状況に左右され不安定であり、需要に合わせて発電できない、発電コストが割高などさまざまな問題がある。今日のライフスタイルにおいて、省エネルギー化の促進や、矢掛町の自然環境保護など身の回りからできる環境保全対策に取り組む必要がある。

(2) その対策

① 環境保全意識の高揚

地球温暖化防止対策や自然環境保護においては地球上に住む人々の一人ひとりが環境問題に対し、グローバル意識を持ち、身近なところや地球からできる環境保全活動を推進することが重要である。町民の環境保全意識の高揚を図るため、広報紙・矢掛放送等による広報活動をはじめ、地域や職場への積極的な出前講座の実施、小・中学校での環境教育の強化などの啓発活動を推進する。

② 地球温暖化の防止

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、住民、事業者及び行政が協働して省エネルギーに取り組むことにより、温室効果ガスの排出削減と環境にやさしい地域社会構造へ転換していくことが必要である。

空調設備の温度設定、クールビズ・ウォームビズへの取り組みやノーマイカーデーの推進、不要な照明の消灯など身近なところから二酸化炭素排出量の削減を図るとともに、地球環境にやさしいLED照明等の温室効果ガスの排出抑制を図ることを目的に家庭の省エネルギー設備の導入を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
再生可能エネルギー の利用促進	過疎地域持続的発 展特別事業	スマートエネルギー導入 促進補助事業	町	
		地球温暖化対策事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本章においては該当なし。

13 その他の地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現況と問題点

まちづくりは人づくりと言われるように、マンパワーの充実は町の活性化に必要不可欠なものである。地域住民の潜在能力を引き出す施策の展開や、ボランティアの充実などの課題がある。高齢化の進行が進む中、地域の自主性や主体性を衰退させない取り組みが必要となる。住民一人ひとりが豊かな心で生活できるような様々な取り組みを行う必要がある。

行政需要が拡大するなか、効率的な行政運営と専門職の育成・確保など、柔軟で計画的な財政運営に努める必要がある。

(2) その対策

① 住民参画のまちづくりの推進

■住民が主体的にまちづくりを考える機会の充実

まちの活力が必要とされるなか、住民自らまちづくりを考え、住民同士の交流活動の機会を充実するため、コミュニティの活性化に向けたまちづくりを支援する。

住民の連携・交流のため、生活道路の整備や交通利便性の向上、情報通信網の整備、財政支援制度の充実、既存の公共施設の活用を含めた活動拠点施設の整備など環境整備を図る。

また、イベント・交流機会の充実による世代間交流や地域間交流の推進とともに、福祉、観光、生涯学習などにおけるNPO、ボランティア組織等の人材育成・確保とともに、協働関係の構築を図る。

② 男女共同参画の推進

■一人ひとりの人権を尊重し、個性と能力の発揮できる社会の実現

高齢化の進行、社会の成熟化、国際化、情報化の進展など社会経済情勢が大きく変化するなかで、一人ひとりが心豊かに暮らしていくためには、男女が互いに人権を尊重しながら、社会のあらゆる分野にともに参画し、個性と能力を発揮できる社会の実現が必要である。

したがって、家庭・地域・職場などあらゆる場面・機会において、男女平等が尊重されるよう意識啓発や学習機会の提供を行うとともに、仕事と家庭の両立が可能となる環境の整備等により、男女共同参画を推進する。

③ 行政運営の効率化

■公共施設・職員の適正配置の推進

行政を取り巻く状況変化を把握し、総合的な行政課題に的確に対応するため、弾力的で効率的な行政組織づくりに努めるとともに、多様な行政需要に対応するため、効率的な行政運営と専門職などの人材の育成と確保に努め、職員研修の充実を図る。

また、柔軟で計画的な財政運営に努め、健全財政をさらに推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～12年度）

持続的発展施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
その他の地域の自立 に関し必要な事項	過疎地域持続的発 展特別事業	まちピカ応援事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

本章においては該当なし。

事業計画(令和8年度～令和12年度)過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
移住・定住・地域間交流の促進, 人材育成	過疎地域持続的発展特別事業	移住・定住情報発信 空き家・空き農地・空き地情報登録制度(空き家バンク)・町移住支援サイトの運営, 移住相談会等への参加, 移住パンフレットの作成などを行い, 移住・定住への結びつきを図る。	町	移住・定住者の増加を見込む。
		空き家改修補助制度 町内の空き家の有効活用による定住振興の増加を図る。	町	空き家改修を活用した移住・定住者の増加を見込む。
		空き家活用新規創業支援制度 空き家を活用して新規創業する事業者等を支援することにより, 町内産業の振興, 雇用促進及び定住・交流の促進を図る。	町	空き家活用による産業振興, 雇用促進などを図る。
		移住定住お試し住宅 移住検討者が一定期間町内での生活を体験できる施設を整備・運営することにより, 町内への移住・定住の推進を図る。	町	移住定住者の増加を見込む。
		定住促進事業 新築を行い, 定住のための住居を整備する者に助成を行う。	町	定住者の増加を見込む。
産業の振興	過疎地域持続的発展特別事業	やかげの匠登録事業 町内で生産される農林産物, 町産品を使った加工品, 工芸品等を製造または販売する店舗等について, やかげの匠登録店として登録し, 町特産品の販売PRによる産業振興・地域活性化を図る。	町	地域産業の振興, 雇用の促進を見込む。

過疎地域持続的発展特別事業	<p>早期経営確立支援事業 新規就農者の農業活動を支援し、担い手育成を図る。</p>	町	新規就農者、担い手の増加を見込む。
	<p>中山間地域等直接払事業 中山間地域における農地耕作放棄の原因となる生産条件の不利性を補正するため、直接支払を行い、農地の維持、保全や耕作放棄地の拡大を防止する。</p>	町	生産条件の向上による所得の増大を見込む。
	<p>商工事業者ビジネス支援事業 地域の商工事業者の経営上のあらゆる諸問題について、専門家に直接相談できる場の提供や、支援機関等が行う事業者向けセミナー・研修会への参加支援を行う。</p>	町	地域の産業振興、雇用の促進を見込む。
	<p>賑わい創出事業 観光産業の振興と地域の活性化を図り、観光事業を戦略的に推進するDMOに対して補助金を交付する。</p>	町	観光振興・地域活性化を図り、交流人口の増大を見込む。
	<p>賑わいのまち観光施設管理事業 観光客のおもてなしや商店街への誘客等の拠点として整備した賑わい創出施設について、民間のノウハウにより有効に活用する。</p>	町	観光振興・地域活性化を図り、交流人口の増大を見込む。
	<p>サテライトオフィス等誘致事業 空き家を活用した企業等の支店・事務所等の設置を支援することにより、町内産業の振興、雇用促進等を図る。</p>	町	地域産業の振興・活性化・雇用促進を見込む。
	<p>企業立地促進優遇制度 地場産業の育成、及び工場新設等による企業立地の促進を図る。</p>	町	地域産業の育成、雇用促進を見込む。

地域における情報化	過疎地域持続的発展特別事業	I C T活用事業 次世代を担う小中学生の人材育成事業，オンライン申請の構築，施設予約システムの構築等を図る。	町	住民の生活環境などの向上を見込む。
交通施設の整備，交通手段の確保	過疎地域持続的発展特別事業	地方バス路線運行維持対策補助事業 笠岡方面への路線バスを運行している井笠バスカンパニー株式会社に対し，運行維持対策補助金を支出する。	町	公共交通の維持による住民の生活環境の向上を見込む。
		廃止路線代替バス運行補助事業 井原方面への路線バスを運行している北振バス株式会社に対し，バス運行補助金を支出する。	町	公共交通の維持による住民の生活環境の向上を見込む。
生活環境の整備	過疎地域持続的発展特別事業	犯罪被害防止・安全・安心なまちづくり推進 安全で安心して暮らせる犯罪のない環境づくりの推進を図る。	町	安全安心なまちづくりによる生活環境の向上を見込む。
		ごみ処理・減量化対策 循環型社会の形成に向け，ごみの減量化を図る。	町	循環型社会形成に向けた生活環境の向上を見込む。
		不法投棄監視対策 不法投棄の監視や看板等を設置し，不法投棄の防止を図る。	町	住民の生活環境の向上を見込む。
		交通安全・事故防止対策 高齢者に対する交通事故防止対策をはじめ，関係機関，地域が一体となって交通安全対策を推進する。	町	高齢者に対する交通安全対策により生活環境の向上を見込む。
		特定外来生物対策 特定外来生物の発生抑制と防除・駆除対策を推進する。	町	生活環境や農業振興への支障を防止する。

子育て環境の確保, 高齢者等の保護及び福祉の向上及び増進	過疎地域持続的発展特別事業	高齢者見守り事業 緊急通報装置を一人暮らしの老人宅に配備し, 地域の中で孤立させず, 地域ぐるみで高齢者を見守るシステムを構築する。	町	住みよいまちづくりを構築する。
		障害者通所奨励金事業 障がい者が職業訓練等を行う施設に通所する場合に奨励金を交付することで, 障がい者の社会参加と就労への意欲向上及び自立の促進を図る。	町	就労人口の増大, 自立促進を見込む。
		地域福祉バス運行事業 高齢者, 障がい者等の移動手段の確保のため, 町内を無料で利用できるバスを運行する。運行は民間事業者へ委託する。	町	交通弱者のための支援を図る。
		子ども医療費給付事業 18歳までの子どもにかかる医療費を助成することで, 経済的負担を軽減し, 健康づくり推進や子育て環境の充実を図り, 町民の安心や安全を確保し, 若年層の定住促進や少子化対策を推進する。	町	子育て支援対策による人口増を見込む。
		誕生祝金支給事業 母子保健の推進と少子化対策として, 新生児の親権者に祝金を支給する。	町	子育て支援対策による人口増を見込む。
		妊婦健診支援事業 妊婦に助成金を交付することにより, 通院費用の負担を軽減し, 安心して出産をむかえられるよう支援を行う。	町	子育て支援対策による人口増を見込む。
		医療の確保	過疎地域持続的発展特別事業	病院管理運営(経営計画, 業務継続計画等作成) 安定運営に資するための経営や災害時等業務継続に関する計画作成により, 町民の生活基盤の確保・安定及び定住促進を図る。

		<p>医師募集広告掲載及び研修医受入 医師を確保するため募集広告を掲載し、町民の生活基盤の確保・安定及び定住促進を図る。</p>	町	住民の生活環境の向上を図り、人口増を見込む。
		<p>看護師等医療従事者募集広告掲載 看護師等医療従事者を確保するため募集広告を掲載し、町民の生活基盤の確保・安定及び定住促進を図る。</p>	町	住民の生活環境の向上を図り、人口増を見込む。
		<p>看護師等医療従事者確保人材紹介会社の活用 人材紹介会社の活用で看護師等医療従事者を確保し、町民の生活基盤の確保・安定及び定住促進を図る。</p>	町	住民の生活環境の向上を図り、人口増を見込む。
教育の振興	過疎地域持続的発展特別事業	<p>教育支援員配置事業 落ち着いた教育環境を実現するため、児童を見守る教育支援員の配置を行う。</p>	町	子育て支援対策による人口増を見込む。
		<p>社会体育施設管理委託（総合運動公園等）</p>	町	子育て支援、住民の生活環境の向上を図り、人口増を見込む。
集落の整備	過疎地域持続的発展特別事業	<p>集会施設整備事業補助金 新築・改修補助を行う。 集会施設備品整備事業補助金 備品整備補助を行う。</p>	町	住民の生活環境の向上を図り、人口増を見込む。
		<p>自治組織補助金 自治協議会・自治会のコミュニティ活動への補助を行う。</p>	町	住民の生活環境の向上を図り、人口増を見込む。
		<p>地域支援員設置 町内の各地区へ地域支援を配置し、地域への目配りとして地域内の巡回、状況把握等を行うなど、地域の現状、課題、あるべき姿等地域ごとの課題解決にあたる。</p>	町	住民の生活環境の向上を図り、人口増を見込む。

地域文化の振興等	過疎地域持続的発展特別事業	指定文化財補助事業 町内に存する指定文化財の保存修理事業に対する補助金を交付する。	町	町内財産の保全を見込む。
		矢掛本陣修復工事補助事業 矢掛本陣の保存修理事業に対する補助金を交付する。	町	町内財産の保全を図り、観光振興につなげ、交流人口の増加を見込む。
		矢掛脇本陣修復工事補助事業 矢掛脇本陣の保存修理事業に対する補助金を交付する。	町	町内財産の保全を図り、観光振興につなげ、交流人口の増加を見込む。
		町並み修理修景事業 矢掛宿伝統的建造物群保存地区内の町家の改修に対する補助金を交付する。	町	町内財産の保全を図り、観光振興につなげ、交流人口の増加を見込む。
		町並み防災計画事業 矢掛宿伝統的建造物群保存地区内の防災計画を策定する。	町	町内財産の適切な保全を見込む。
		町内重要遺跡発掘調査事業 毎戸遺跡（浅海）の発掘調査事業を実施する。	町	町内財産の内容を把握し、観光振興につなげ、交流人口の増加を見込む。
再生可能エネルギーの利用促進	過疎地域持続的発展特別事業	スマートエネルギー導入促進補助事業 家庭用の省エネルギー設備の導入に対する補助金を交付する。	町	再生可能エネルギー活用や省エネルギーの取組による持続可能を目指す。
		地球温暖化対策事業 省エネルギーの取組により、温室効果ガスの排出削減、環境にやさしい地域社会構造への転換を図る。	町	

<p>その他の地域の自立 に関し必要な事項</p>	<p>過疎地域持続的発 展特別事業</p>	<p>まちピカ応援事業 町民，地域における各種 団体及び企業等との協働に よる美しいまちづくりを推 進するため，矢掛町まちピ カ応援事業実施団体に対し 補助金を交付する。</p>	<p>町</p>	<p>協働によるまち づくりを推進 し，持続可能な 町づくりを目指 す。</p>
-------------------------------	---------------------------	---	----------	--

矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画

令和8年3月発行

発行者 矢 掛 町

住 所 岡山県小田郡矢掛町矢掛 3018

T E L (0866)-82-1010

F A X (0866)-82-1454

編集者 矢掛町企画課
